

# 土崎まちづくり拠点施設整備基本計画

平成 27 年3月

秋田市

# 目次

第1章 本計画の位置付け	1
1 これまでの経緯と目的	1
2 まちづくり基本構想との関係	2
『参考』 土崎の歴史的背景	
第2章 施設整備の基本的な考え方	4
1 施設コンセプト	4
(1) コンセプト	
(2) 人づくり・まちづくり・にぎわいづくりに活かす歴史と文化の視点	
(3) 基本理念	
2 建設予定地の概要	7
(1) 位置と特性	
(2) 建設予定地周辺概要	
『参考』	
■ 上位計画との関連	
■ 「みなとオアシスあきたにぎわいプラン」の中での位置付け	
第3章 施設機能の考え方	13
1 施設機能	13
(1) 展示機能	
(2) 伝承・学習機能	
(3) 交流機能・観光機能	
(4) 管理・共用機能	
第4章 施設整備の方向性	18
1 施設整備の基本方針	18
2 敷地利用計画	20
(1) 敷地利用計画の検討	
(2) 敷地利用計画の基本的な考え方	
3 計画条件の整理	22
(1) 概要	

4 施設の規模および計画概要 .....	23
(1) 施設規模の設定	
(2) 施設の計画概要	
第5章 施設計画 .....	27
1 計画内容 .....	27
(1) 施設規模等	
(2) 主要諸室とその概要	
(3) 各階平面	
(4) 建物配置に係る法規制の検討	
(5) 屋外環境整備計画の概要	
(6) 全体配置計画	
(7) 構造計画	
(8) 設備計画	
(9) 省エネルギー計画およびライフサイクルコスト(LCC)比較	
(10) 法的規制の対応	
(11) 建設地の現状およびインフラ整備状況	
(12) 防災計画	
(13) 概算工事費の算定	
(14) 概算維持管理費	
(15) 工程計画	
第6章 展示計画 .....	54
1 展示の基本方針 .....	54
(1) 展示の視点	
(2) 展示手法	
(3) 展示の種類と方向性	

第7章 管理・運営の方向性 ..... 57

1 基本方針 ..... 57

2 運営体制 ..... 57

『参考』

1 官民協働における「指定管理者制度」

2 指定管理者制度の導入状況

3 指定管理者の選定状況

○ ワークショップの状況 ..... 60

附編 被爆倉庫について ..... 61

1 現状

2 コンクリート圧縮強度試験

3 課題（解体・運搬・移築・展示方法等について）

4 対応(案)

## 第1章 本計画の位置付け

## 第1章 本計画の位置付け

### 1 これまでの経緯と目的

本市では、県都『あきた』成長プランに掲げる基本理念「ともにづくり ともに生きる 人まち・くらし」のもと、行政と市民がともにまちづくりに関わり、「住み続けたいまち」をともに作り上げる「市民協働」の取組を進めてきました。

少子高齢化が進行し、人口が減少する社会情勢の中、元気な秋田市をつくり、将来に引き継ぐためには、市民一人ひとりが地域の歴史や文化などの個性に誇りと愛着を持ち、保存・継承や人材育成に取り組み、成熟した地域社会の形成を目指していく必要があります。

この考え方のもと、土崎地区においては、土崎歴史資料館建設期成同盟会からの提案(平成25年8月26日)を踏まえ、歴史と文化を活かした住民主体のまちづくりを支援するため、ワークショップにおける意見等を取り込みながら、今後のまちづくりの方向性をまとめた「土崎まちづくり基本構想(平成26年3月)(以下「基本構想」という。)」を作成しました。

#### 【まちづくりの方向性】

- ア 人づくり・にぎわいづくりと一体になったまちづくり
- イ 歴史と伝統の学習・継承
- ウ 地域・町内の絆の活用
- エ 多様な団体、活動のゆるやかな連携
- オ まちの魅力の見える化

こうしたまちづくりを推進するため、同構想では、地域のまちづくり活動(ソフト)と人材の交流(ネットワーク)の拠点となる施設(ハード)の必要性を掲げました。

#### 【施設整備のコンセプト】

『土崎の歴史と文化を活かした人づくり・まちづくり・にぎわいづくりの拠点』

#### 【想定する施設の機能と役割】

曳山の伝承、被爆体験の継承を中心に、展示機能、学習・伝承機能を有した、歴史・文化など地域の個性を活かし、港と町を一体化したまちづくりの拠点施設

#### 【施設建設地】

港と町を一体化したまちづくりの拠点施設として、土崎駅・神明社(町)とセリオン(港)を一直線に結んだ中間点に位置する旧土崎支所・土崎消防署跡地が最適

このような基本構想に基づき、今年度「土崎まちづくり拠点施設整備基本計画」を策定し、まちづくり拠点施設の整備計画を具体化するものです。

今後も、市民の皆さんが自らまちづくりについて話し合い、活動すること、そして市が市民の活動を支える環境づくりを進め、住民主体のまちづくりのさらなる推進を目指していきます。

## 2 まちづくり基本構想との関係

土崎の文化財や歴史的遺産は、地域のアイデンティティの核となるものであり、また、文化財や歴史、伝統を活かしたまちづくりは、地域の魅力の増大と活力の向上に寄与するものと考えます。

この基本計画は、基本構想を踏まえ、土崎の歴史・文化・交流の拠点として、『港町としての魅力』に加え、『曳山の伝承』および『被爆体験の継承』など、その価値の顕在化と活用の先導的役割を果たす拠点施設整備のための基本的な方針や施設内容等についての方向性を明らかにすることを目的とします。

### 『参考』 土崎の歴史的背景

#### ■ 歴史的特性

土崎は、長い歴史のなかで今日につながる様々な歴史的特性を育んできました。歴史的特性の主なものとして、次の4点がピックアップされます。

<p style="text-align: center;"><b>日本海海運の拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 三津七湊に数えられる重要港として発展</li> <li>○ 日本海で活発な活動を展開した安東氏の居城、湊城が築かれる</li> <li>○ 北前船の寄港地として発展</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>秋田の発展を牽引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多くの町人が移住し久保田城下町の基盤を築く</li> <li>○ 羽州街道、雄物川水運の要衝として物流を支える</li> <li>○ 近代港としての整備や全県にさしかけた発電所などの都市基盤の整備により近代化を推進</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>豊かな文化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国指定重要無形民俗文化財「土崎神明社祭の曳山行事」を伝承</li> <li>○ 曳山行事を中心に、秋田音頭、港ばやしなど多彩な伝統芸能を継承</li> <li>○ 社寺、史跡、町名、小路名、ことば、住民の名字などに歴史の面影を色濃く残す</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>世界への情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 種蒔く人・プロレタリア文学運動により、世界に自由と平和を発信</li> <li>○ 土崎空襲、太平洋戦争最後の被爆地として住民主導による戦争を語り継ぐ平和活動が進められている</li> <li>○ 国際コンテナ定期航路を持つ貿易港として発展</li> </ul>

「日本海海運の拠点」「秋田の発展を牽引」「豊かな文化」「世界への情報発信」の4つの歴史的特性をもとに、今日の土崎とこれからの土崎のまちづくりのテーマを考えてみました。

この4つの歴史的特性は、豊かな文化（土崎神明社祭の曳山行事が船乗りから神輿が寄進されたことを契機に始められたことや、日本海海運を通じて伝えられたと考えられる「あいや節」が演奏されること、越前、能登、越中、越後など、日本海沿いの旧国名がつく名字が多いことなど）も含め、港としての歴史に由来するものです。

その中で、地域の絆で継承されてきた土崎神明社祭の曳山行事、住民主導により語り継がれてきた土崎空襲は、地域の歴史を活かした住民主体のまちづくりを進めるうえでのメインテーマとなるものです。



## 第2章 施設整備の基本的な考え方

第2章 施設整備の基本的な考え方

1 施設コンセプト

(1) コンセプト

土崎には、古くから、全国有数の港町として栄えた歴史があり、その歴史の中で育まれた「土崎神明社祭の曳山行事」として国重要無形民俗文化財に指定されている港曳山祭りが継承されています。

港曳山祭りは、近世の都市祭礼の姿を伝える貴重な文化財であるとともに、地域を愛する人材の育成と絆づくりに大きな役割を果たしてきました。

土崎はまた、日本最後の被爆地であり、土崎空襲の歴史を語り継ぎ、平和の大切さを学ぶ住民主体の活動が進められています。土崎まちづくり拠点施設(以下「拠点施設」という。)は、曳山祭りの伝承、土崎空襲の歴史の継承を通じた人づくりを進めるとともに、土崎の歴史を港の視点で掘り起こし、曳山祭りを含めた歴史・文化の魅力を交流、観光、にぎわいづくりに活かしていくための拠点として整備するものです。

..... コンセプト .....

**土崎の歴史と文化を活かした人づくり・まちづくり・にぎわいづくりの拠点**

(2) 人づくり・まちづくり・にぎわいづくりに活かす歴史と文化の視点

基本コンセプトである「土崎の歴史と文化を活かした人づくり・まちづくり・にぎわいづくり」の実現につながる施設になるよう、歴史と文化を活かす“5つの視点”で施設機能を検討します。

5つの視点

- ① **学ぶ**歴史と文化 : 港町としての土崎の歴史と文化をわかりやすく楽しく学ぶことができる
- ② **見つける**歴史と文化 : 住民が主体となって地域の歴史と文化の掘り起しを進め、その成果を蓄積、紹介することができる
- ③ **伝える**歴史と文化 : 港曳山祭りの伝承、土崎空襲の記憶の継承など、大切な歴史や文化を次の世代に伝えることができる
- ④ **魅せる**歴史と文化 : 港曳山祭りや土崎の史跡などを観光資源として活用し魅力を高めることができる
- ⑤ **創る**歴史と文化 : 歴史と文化をテーマに多くの人々が集い、後継者育成や新たな情報発信など、まちづくりにつなげることができる

(3) 基本理念

まちづくり基本構想を踏まえ、拠点施設の基本理念を以下にまとめます。

基本理念

- ① 曳山の伝承、被爆体験の継承活動の拠点となる施設
- ② まちづくりに取り組む人材の活動拠点となる施設
- ③ 歴史の魅力を伝える核となる施設
- ④ まちづくりの成果を蓄積、継承する拠点となる施設
- ⑤ 市民協働・住民主体のまちづくり推進の拠点となる施設

今年度開催した「まちづくり拠点施設整備基本計画策定ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)の意見を踏まえ、5つの基本理念の概要は以下のとおりとします。

**基本理念① 曳山の伝承、被爆体験の継承活動の拠点となる施設**

人口減少、少子高齢化が進むなかで、貴重な文化財であり、地域の絆を育んできた曳山、忘れてはならない歴史である土崎空襲の被爆体験の伝承・継承のために必要な機能を備えた施設とします。

**基本理念② まちづくりに取り組む人材の活動拠点となる施設**

歴史を掘り起こし、曳山の伝承、被爆体験の継承などの取り組みを通じて育成された人材が、まちづくりのために活動・活躍するために必要な機能を備えた施設とします。

**基本理念③ 歴史の魅力を伝える核となる施設**

土崎の有形・無形の文化遺産、歴史の魅力を観光資源として紹介、活用し、まちの魅力を高め、伝えるために必要な機能を備えた施設とします。

**基本理念④ まちづくりの成果を蓄積、継承する拠点となる施設**

まちづくりを継続的に進める、住民主体の様々な活動成果を蓄積し、情報として活かすために必要な機能を備えた施設とします。

**基本理念⑤ 市民協働・住民主体のまちづくり推進の拠点となる施設**

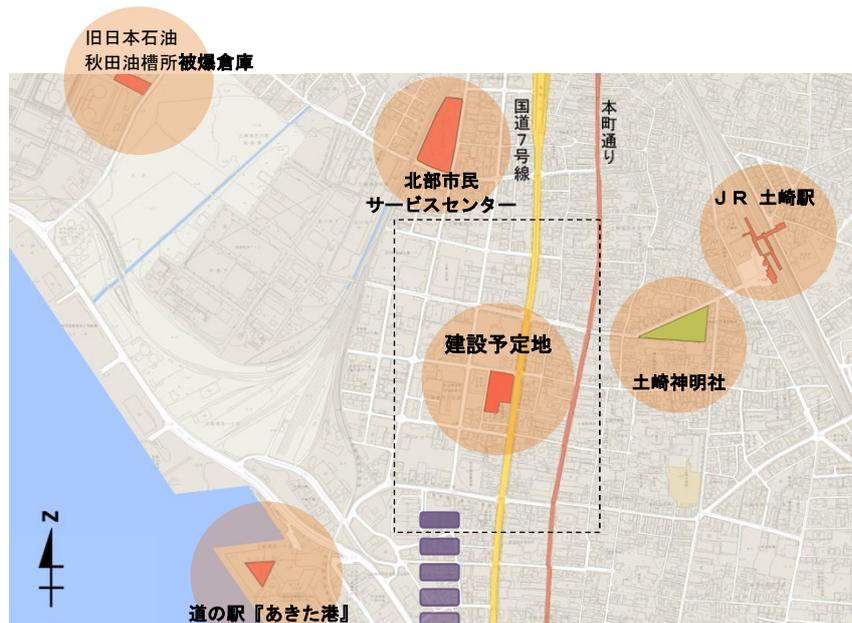
基本理念①～④を実現し、市民協働・住民主体のまちづくりを推進するための施設として整備します。

## 2 建設予定地の概要

### (1) 位置と特性

建設予定地は、国道7号に面する旧土崎支所・土崎消防署跡地で、港曳山まつりの際に最も賑わう「土崎神明社」や「本町通り」および土崎空襲時の「被爆地」に近い場所にあります。

また「JR 土崎駅」と「道の駅『あきた港』」を結ぶ中間地点に位置する等、土崎地域の歴史・文化・観光資源等のネットワーク化に適する立地です。



(2) 建設予定地周辺概要

住 所 : 秋田市土崎港西三丁目

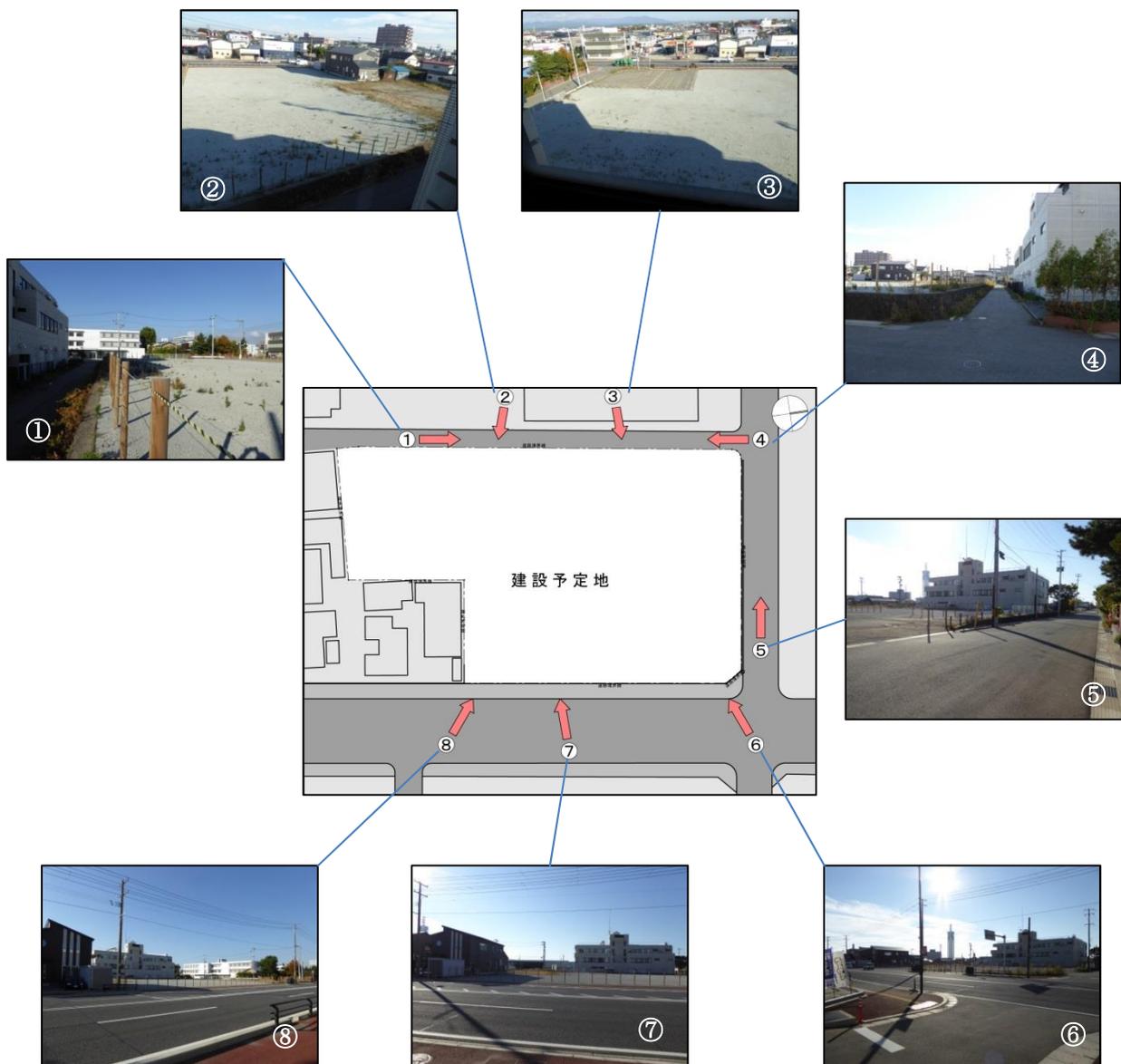
敷地面積 : 3,874.93 m<sup>2</sup>

道路幅員 : 東側 … 国道 20.0m (歩道 3.0m+車道 14.0m+歩道 3.0m)

北側 … 市道 8.0m

西側 … 市道 4.0m

インフラ整備状況 : 第5章-1-(11)建設地の現状およびインフラ整備状況図参照



『参考』

■上位計画との関連

本市では、県都『あきた成長』プラン(第12次秋田市総合計画)に、基本理念「ともに つくり ともに生きる 人・まち・くらし」を掲げ、市と市民が協力しあいながら、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めています。

人口が減少し、少子高齢化が進行する社会情勢を踏まえ、市内を東・西・南・北・中央・河辺・雄和の7地域とし、各地域の地域中心へ都市機能や生活サービス機能を誘導し、コンパクトな市街地の形成に取り組んでいます。

また、地域の文化や歴史を、まちの個性や魅力を創り出す地域資源ととらえ、市民協働によるまちづくりとその担い手づくりを進めています。

○ 県都『あきた』成長プラン（第12次秋田市総合計画）

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

1項 秩序ある都市環境の形成

「市街地形成は」

市街地の無秩序な拡大を抑制し、森林、農用地などを保全しながら、都心への高次都市機能の集積、市内7地域の地域中心への都市機能、生活サービス機能の誘導などにより、投資効果が高いコンパクトな市街地形成につとめます。

※ 7地域の地域中心：

中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域のそれぞれの拠点となる地域レベルの中心地区を言う。

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化の創造

1項 文化遺産の保存と活用

「郷土の歴史と文化は」

郷土の貴重な文化遺産が、まちの個性や魅力を創り出す地域資源として活用され、市民の郷土愛と誇りがはぐくまれる社会を目指します。

文化遺産を保存し、活用する環境の計画的な整備と、市民協働による歴史や文化をいかしたまちづくりと文化の担い手づくりを進めます。

## ○第6次秋田市総合都市計画(平成23年3月策定)

## 第1章 目指すべき都市の姿

## 3 まちづくりの目標

## (2) コンパクトな市街地を基本としたにぎわいのある中心市街地と地域中心の形成

## ① 拠点地域への都市機能の集約化

「都心・中心市街地」および「地域中心」は、持続可能な集約型の市街地形成の核となるものです。「都心・中心市街地」では、秋田県及び市の顔として、各種高次都市機能の集積を図ります。高次都市機能については、その集積の効果を新たな産業や都市文化の育成・創出に結びつけるとともに、都市と農村の連携拠点としての役割も強化します。

## ② 「顔」づくりによる都市の魅力と活力の創出

「都心・中心市街地」および「地域中心」は、本市のイメージを形成する「顔」としても、重要な役割を担っています。市民や来訪者が「また訪れたい」と感じられるような、本市ならではの魅力とやすらぎを有した環境形成を図り、交流人口の拡大による都市活力の創出を目指します。

## 4 将来都市構造

## (2) 都市機能が集約した「都心・中心市街地」「地域中心」の形成

## ② 地域中心

地域ごとに、歴史的な背景や人口集積、主要な公益的施設の分布、交通結節機能などの観点から、生活拠点としてふさわしい地区を「地域中心」とします。

地域中心は、地域住民の生活利便性を高めるよう、既存の都市機能を維持するとともに、商業や教育、医療、居住等の各種機能の中から地域の実情に応じた適切な機能を誘導することで、拠点としての魅力を高め、居住者に質の高い日常生活を提供します。また、近郊の農村集落居住者にとっても、機能集積による質の高いサービスを最も身近に享受できる生活拠点となります。

東部：秋田駅東地区	西部：新屋地区
南部：秋田新都市地区	北部：土崎地区
河辺：和田地区	雄和：妙法地区

■ 「みなとオアシスあきたにぎわいプラン」の中での位置付け

本市では「秋田港を中心とする周辺地域」の更なるにぎわいを創出するため、ポートタワー(セリオン)およびその周辺施設の利活用方策や整備計画、地域連携等の取り組みについて具体化する「みなとオアシスあきたにぎわいプラン」(平成 20 年 3 月)を策定しています。

【対象地域】

- 秋田港周辺地域 : 秋田港港湾区域に隣接した、土崎地域及び飯島地区を含む地域。
- 秋田市ポートタワー(セリオン)周辺地域 : 秋田臨海鉄道南線より海側で秋田フェリーターミナルから秋田県漁業協同組合活魚鮮魚直売センターまでの範囲。

本プランは、「ポートルネッサンス 21 事業」を引き継ぐ形で策定され、「秋田港周辺地域」のにぎわい創出を目的に、ポートタワー(セリオン)周辺地域の活用施策をメインとしたものです。

秋田港周辺地域(土崎地域等)との双方向的な施策の展開や支援が必要とされ、平成 22 年から平成 27 年までの期間目標として、①道路網などの基盤整備と②土崎地区との連携をあげています。

今後の課題として以下を示しています。

○みなとオアシスあきたにぎわいプラン

第7章 今後の課題

1 事業化に向けて

秋田市ポートタワーの改修、道の駅化など、本プランを実現化していくためには、既往の制度等との兼ね合いによる解消すべき課題があります。

このため、事業の実現のために、国、県などとの連携により、協働で取り組んでいくことが必要となります。

2 支援体制の構築に向けて

事業実現のためには、港湾管理者、道路管理者などとの連携はもとより、地域住民の方々、指定管理者など、にぎわいを創出するための継続的な協働体制を構築することが重要となります。とくに、ソフト、ハードづくりの取り組みにおいては、秋田市ポートタワー周辺、ひいては土崎地区等のにぎわいを創造したいと考える個人や団体等の集結による新たな組織体等の形成を図ること、そのためのきっかけづくりを行うことが重要となります。

事業具体化の第一歩となる平成20年度には、地域住民の方々、各種団体、秋田港周辺地域のにぎわい創出を目指す方々への呼びかけなどにより、新たな組織づくりを進めるとともに、その組織において、できることから新たな取り組みを実践します。

3 事業の検証

コンテナ便の拡充、(仮称)北部地域市民サービスセンターの建設など秋田市ポートタワーをとりまく情勢の変化に対応し、常ににぎわい創出の観点から、情勢の把握を行いながら、事業を検証し、必要に応じて計画を見直します。



### 第3章 施設機能の考え方

## 第3章 施設機能の考え方

### 1 施設機能

基本理念および基本方針を踏まえ、拠点施設は、展示機能、伝承・学習機能、交流・観光機能、管理・共用機能を備えることとし、以下にその概要を示します。

#### (1) 展示機能

- ・ 曳山展示ホール、空襲展示ホール、常設展示室、企画展示室を整備します。
- ・ 各ホール・室は、曳山、土崎空襲をメインテーマとし、港の視点で土崎の歴史を掘り起こす「ストーリー」が来館者にイメージできるとともに、各ホール・室の個別利用にも留意した配置とします。
- ・ 土崎の歴史を楽しく学べ、囃子、踊りの実演や土崎空襲の学習会等、「展示資料を見せる」だけではなく様々な活用ができるよう整備します。

#### ア 曳山展示ホール

- ・ 国指定重要無形民俗文化財「土崎神明社祭の曳山行事」の曳山を実物展示します。
- ・ 曳山に関する資料、映像などを交え、祭りの臨場感あふれる展示を行います。
- ・ ホールでは、曳山を背景に囃子などの芸能発表ができるスペースを作ります。
- ・ 曳山は、祭り当日や各種イベント時に、屋外広場に曳き出すことが可能な施設構造とします。

#### 【WSでの意見】

- ・ 曳山展示ホールは、エントランス、案内コーナーと続くその先にあり、大きな曳山が出迎えるイメージ。
- ・ 曳山展示ホールは、施設の中心であり、目立つ国道沿いに配置させ、見えるようにしたい。
- ・ 曳山をライトアップしたい。
- ・ 曳山は外に出せるようにしたい。
- ・ 写真や新聞等のパネル展示

### イ 空襲展示ホール

- ・ 日本最後の土崎空襲の被爆状況を伝える唯一の建造物である旧日本石油秋田油槽所被爆倉庫の一部を、建物強度等を考慮しながら、可能な範囲で移築展示します。
- ・ 収集された戦争、被爆関係の実物資料や映像資料、パネル、写真等を展示し土崎空襲の歴史をビジュアルに紹介します。
- ・ 戦争や被爆体験の語り部による講話、朗読会などが可能なスペースを確保します。

#### 【WSでの意見】

- ・ 空襲展示ホールは「曳山」とテーマが違い過ぎるため、他室とは別々の空間構成とする。
- ・ 施設内での防音対策。特に、空襲展示ホールとの防音を工夫したい。
- ・ 写真や新聞等のパネル展示。

### ウ 常設展示室

- ・ 土崎の歴史を、「みなと」をテーマに写真、パネルに一部実物資料を展示し紹介します。
- ・ 曳山・空襲両展示ホールでの掘り下げた見学、学習、体験につながるよう、土崎の歴史における曳山、土崎空襲をストーリー性をもって紹介します。
- ・ 施設の総合案内と土崎の史跡めぐり・まち歩き案内の機能をもつインフォメーションコーナーと一体的に運用します。

#### 【WSでの意見】

- ・ 曳山と被爆を結びキーワードとして「みなと」を設定し、活かしていきたい。
- ・ 土崎の歴史を時系列で並べ、その空白の部分埋める展示をしたい。
- ・ 「北前船」も取り上げたい。
- ・ 写真や新聞等のパネル展示

### エ 企画展示室

- ・ 土崎の歴史や文化に関して、常設展示よりテーマをしばり掘り下げた企画展示を行います。
- ・ 資料を活用した講座や、地域で新たに掘り起こされた資料や調査成果の発表などにも活用します。

#### 【WSでの意見】

- ・ 曳山サミットの、他の地域の曳山や空襲を展示したい。
- ・ 土崎には多くの寺社があり、それぞれの特徴や歴史について展示したい。
- ・ イザベラバードの本などを活用した展示をしたい。
- ・ 写真や新聞等のパネル展示を行う。

## (2) 伝承・学習機能

曳山の伝承、被爆体験の継承、地域の歴史の調査研究、資料収集、学習活動などに活用できる各室を整備します。

### ア 伝承室

- ・ 囃子や踊りの練習、曳山の組立て、太鼓の取り付け、振り棒など、実物を使った講習会等を行います。
- ・ 曳山展示ホールと一体的に活用することで、来館者が五感を通して祭りを楽しめる空間を演出します。

#### 【WSでの意見】

- ・ 伝承室は、祭り技術等の練習のため、曳山展示ホールと一体に使用できるようにしたい。
- ・ 伝承室は、年間を通して使うことになるため、備品等が搬入収納できるスペースが欲しい。
- ・ 伝承室、学習室は、年間を通し利用率はかなり高いものとする。
- ・ 伝承室、学習室は遅い時間まで練習に使用できる管理手法としたい。
- ・ 管理上、事務室とのつながりを考えたい。

### イ 学習室

土崎の歴史や文化をテーマにした学習会、講習会、資料調査などに活用します。

#### 【WSでの意見】

- ・ 学習室は資料調査室とのつながりを考えたい。
- ・ アルヴェのような勉強の場としてのオープンスペースをイメージする。
- ・ 伝承室、学習室は遅い時間まで練習に使用できる管理手法としたい。

### ウ 資料調査室

土崎の歴史や文化に関連した資料や調査研究・まちづくり活動の成果などを収集、保管・公開します。

#### 【WSでの意見】

- ・ 資料調査室には、資料保管など倉庫的な機能を含めたい。

### (3) 交流機能・観光機能

- ・建物の周囲を「歴史交流広場」として整備し、地域の交流や各種イベントを通じた観光・にぎわいづくりにも活用します。
- ・施設の総合案内と土崎の史跡めぐり・まち歩き案内機能をもつインフォメーションコーナーを設置します。
- ・芸能披露、講座などの開催により、展示機能および伝承・学習機能の諸室を交流機能、観光機能としても活用します。
- ・伝承室に調理設備を設け、各種イベント時の飲食提供などに活用します。

#### 【WSでの意見】

- ・休憩スペースが欲しい。
- ・日常的なコミュニティスペースにしたい。(談話コーナー)
- ・観光情報が手に入る場所としたい。
- ・地域の人と観光客を両立できるようにしたい。
- ・寺巡りツアーと関連付けたい。
- ・調理室があれば「かすべ」を伝えたい。調理設備があれば災害時にも活用できる。

### (4) 管理・共用機能

- ・施設の管理運営に加え、各種事業の企画・実施、地域団体間の連携、地域情報の収集・提供など、歴史を活かしたまちづくりを進めるための「事務室」を設置し、またトイレ(多目的トイレ含む)、倉庫、機械室等を適宜配置します。

#### 【WSでの意見】

- ・駐車場と広場は分離配置とし、植栽等、景観に配慮したい。
- ・大型観光バス等の駐車スペースを確保したい。



## 第4章 施設整備の方向性

## 第4章 施設整備の方向性

### 1 施設整備の基本方針

前記基本理念に基づいた計画を進める上で、前提となる施設整備の基本方針と施設機能を以下に示します。

#### (1) 基本理念の実現のための機能を的確に備えた施設

- ・ 基本理念の実現のために必要となる適切な機能、空間を持つ施設とします。
- ・ 市民協働、住民主体の活動拠点として、多様な活動に対応できる間取り、設備とします。

#### (2) 誰もが気軽に訪れやすく、使いやすい、人にやさしい施設

- ・ 施設内部は、ユニバーサルデザインの採用により、小中学生から一般市民・観光客等、誰もが日常的に利用できるよう、やさしく開放的な施設とします。また、外部空間も、広場・芝生・ベンチ等を設け、地域の方々が日常的に憩える、明るく親しみやすい計画とします。

#### 【利用者の動線】

- ・ 障がいのある方や高齢者の方にも配慮し、駐車、駐輪スペースから施設内にスムーズに移動ができるような動線を確保します。
- ・ 上下階の移動がスムーズに行えるようエレベーターを適切に配置します。
- ・ 障がいのある方のために占用の駐車スペースを確保します。
- ・ 学校単位の利用など、団体利用者への対応に配慮した駐車スペースを確保します。

#### 【ユニバーサルデザイン】

- ・ 車いす使用者、子ども連れの利用者、オストメイトなどに対応した多目的トイレを設置します。
- ・ 段差や勾配の少ないフロアとします。
- ・ 利用者の動線に合わせて手すりを設置し、歩きやすく滑りにくい床材を取り入れるなど、誰もがストレスを感じることなく利用できるように配慮します。
- ・ 高齢者や障害のある方が雨の日でもスムーズに乗降できるように車寄せを設置します。
- ・ 玄関入口に、手助けが必要な場合に係員に知らせることができる呼び出し機器を設置します。
- ・ 休憩スペースを適切に設けるなど、全ての利用者が心地よく過ごすことのできる空間づくりを行います。

### 【サイン計画】

- ・ 手すりや誘導ブロックによる誘導と共に、視覚情報の色彩や文字の大きさに配慮する等、誰にでも分かりやすい案内表示を検討します。
- ・ 耳の不自由な方への誘導は文字情報を基本としますが、エントランスには総合案内を設けるなど、自由に施設を利用できるよう配慮します。
- ・ 港に入る海外の方々にも満足していただけるよう、外国語の併記も考慮したサイン計画を検討します。

### (3) ライフサイクルコスト(LCC)の低減と省エネルギーに配慮した地球環境にやさしい施設

- ・ 適切な階高の設定や地下周辺部の合理的な設計により、躯体・土工事・内装・空調エネルギーなど、建設コスト全般の低減を図ります。
- ・ 耐震性を高め、耐久性を考慮した構造計画や高機能・高耐久な材料等の採用により、建物の長寿命化を図ります。
- ・ 建物や設備等の改修、補修および更新性等に配慮し、維持管理の負担を軽減する計画とします。
- ・ 省エネルギー対応の機器やシステムの導入、自然エネルギーや自然環境を有効活用するパッシブデザイン※の採用により、環境にやさしい施設をめざします。

#### ※ パッシブデザイン

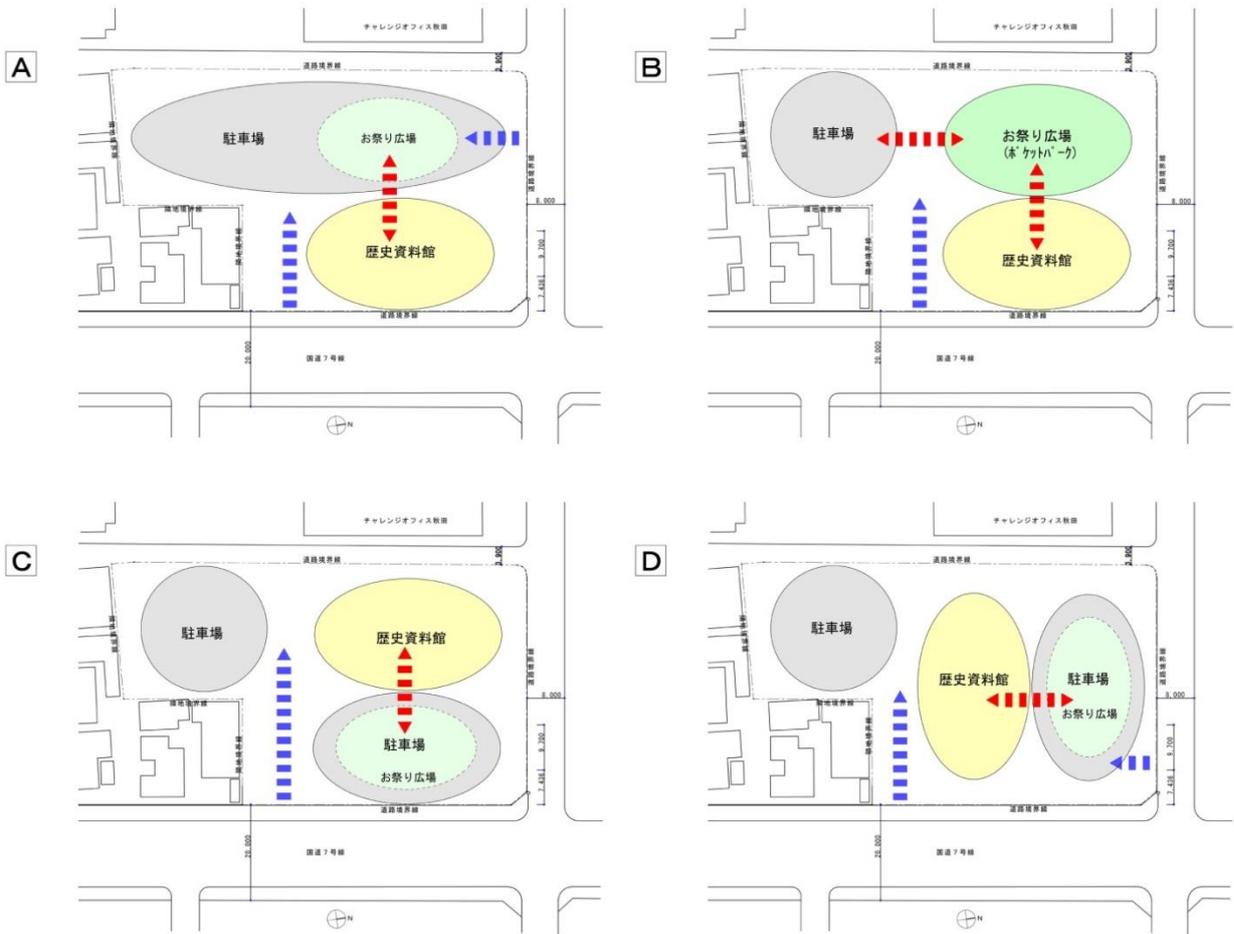
特別な機械装置を使わずに、建物の構造や材料などの工夫によって熱や空気の流れを制御し快適な室内環境をつくり出す手法。

2 敷地利用計画

(1) 敷地利用計画の検討

ワークショップでは敷地利用計画について、以下の4つの概念図を参考に検討しました。

■ 敷地利用概念図



【WSIにおける検討】

- ・ 曳山展示ホールは、国道側にし、曳山の展示を前提に目立たせたい。
- ・ 駐車場は、広場と兼用させると、台数が限定される可能性があるため、別々に配置したい。
- ・ 広場は、日常使いとイベント時など、状況に応じて使えるようにしたい。
- ・ 曳山を広場に出したい。
- ・ 敷地内外構は、植栽等により、景観に配慮したい。

(2) 敷地利用計画の基本的な考え方

ワークショップでの意見等を考慮しながら、敷地利用計画の基本的な考え方を以下に示します。

ア 建物配置・屋外環境

- ・ 曳山展示ホールを国道側から望めることを前提に配置します。
- ・ 曳山の屋外への曳き出し展示等を考慮しながら、日影やお囃子の音など、隣接する住居への影響に配慮し、周囲と適度な距離を確保できるよう敷地中央部に配置します。

そのことで建物周囲に屋外活動エリアが広がり、各団体等の様々な活動が期待できるとともに、地域の方々が日常的に利用できる「地域に開かれた憩いの広場」が確保され、日常的な賑わいづくりに貢献します。

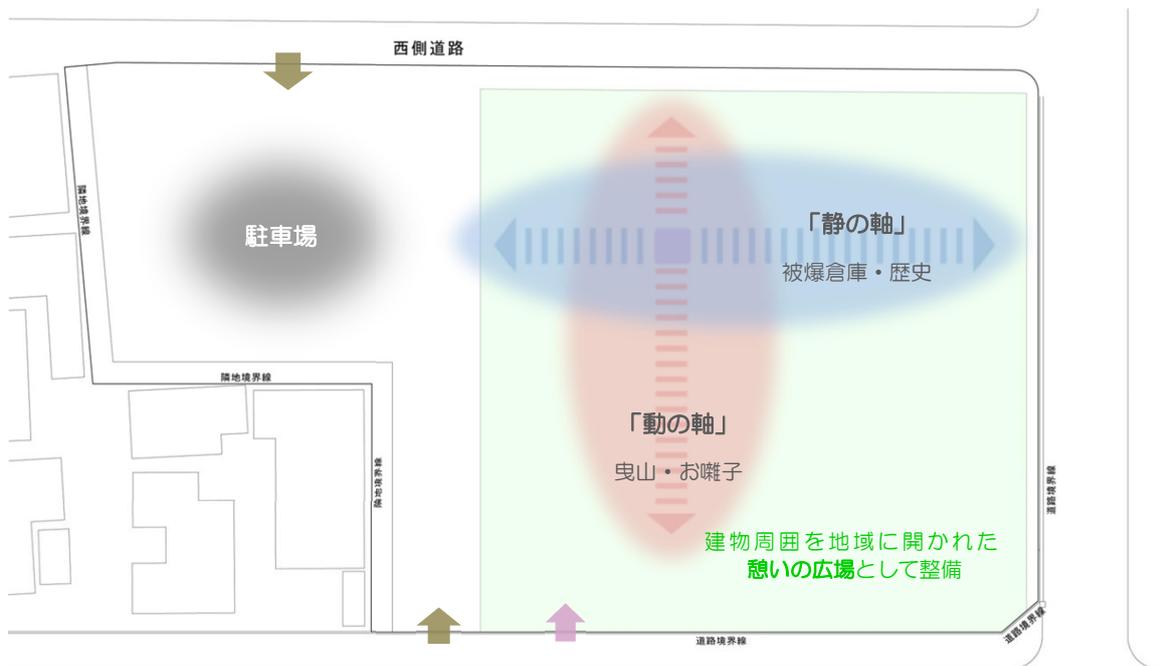
イ 駐車場配置等

- ・ 「駐車場」は南側に設け、国道および西側道路の2方向からのアプローチとし、敷地内での歩車分離を図ります。

また、利便性に配慮し、「障がい者用駐車場」を玄関に近接させます。

- ・ 各々玄関までのアプローチ部分には雨雪等を遮る「キャノピー(庇)」を設けます。
- ・ 学校や団体等、大型バスでの来館に配慮し、北側に「車寄せ」を設けます。

■敷地利用および施設配置計画イメージ



国 道



## 3 計画条件の整理

## (1) 概要

当該敷地における計画条件等の概要を以下に整理します。

<b>事業概要</b>	
事業名称	土崎まちづくり拠点施設整備事業
建設地	秋田市土崎港西三丁目
用途	まちづくり拠点施設
<b>敷地状況</b>	
敷地面積	3,874.93 m <sup>2</sup>
用途地域	商業地域・近隣商業地域
防火地域	準防火地域(一部、近隣商業地域)
建ぺい率	80%
容積率	400%
前面道路	東側:国道(20m)、北側:市道(8m)、 西側:市道(4m)
<b>延べ面積</b>	約 1,200 m <sup>2</sup>
<b>その他</b>	

## 4 施設の規模および計画概要

## (1) 施設規模の設定

必要な各機能について所要室を計画し、規模は概ね以下の通りとします。

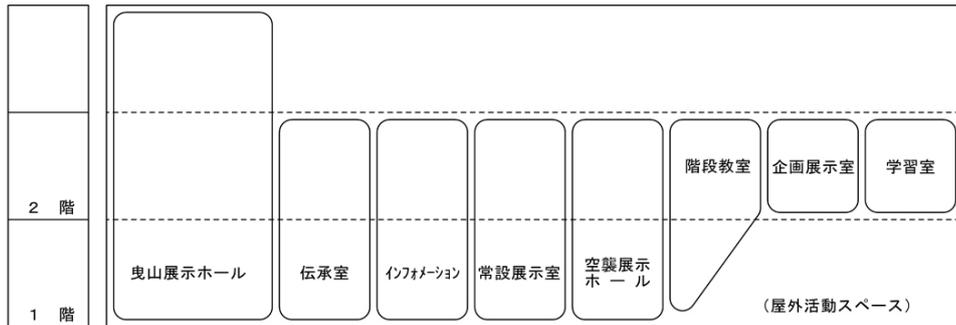
部 門	諸室名	面積(㎡)
展示機能	曳山展示ホール	180
	空襲展示ホール	100
	常設展示室	80
	企画展示室	90
	計	450
伝承・学習機能	伝承室	60
	学習室	70
	階段教室	60
	資料調査室	40
	計	230
交流・観光機能	ホール・受付、 インフォメーションコーナー	60
	ラウンジ	20
	計	80
管理・共用機能	事務室	40
	廊下・ギャラリー	120
	倉庫・収納	50
	正面玄関、管理用玄関	20
	WC	60
	機械室	20
	その他	130
	計	440
延床面積		約 1,200

(2) 施設の計画概要

諸室を、ワークショップからの意見をベースにゾーニングします。  
 概ね15mの吹き抜け空間となる曳山展示ゾーンと、空襲展示・企画展示までのゾーンを、土崎の歴史の全容がわかる常設展示室を挟むようにゾーニングします。

ア 立体機能構成

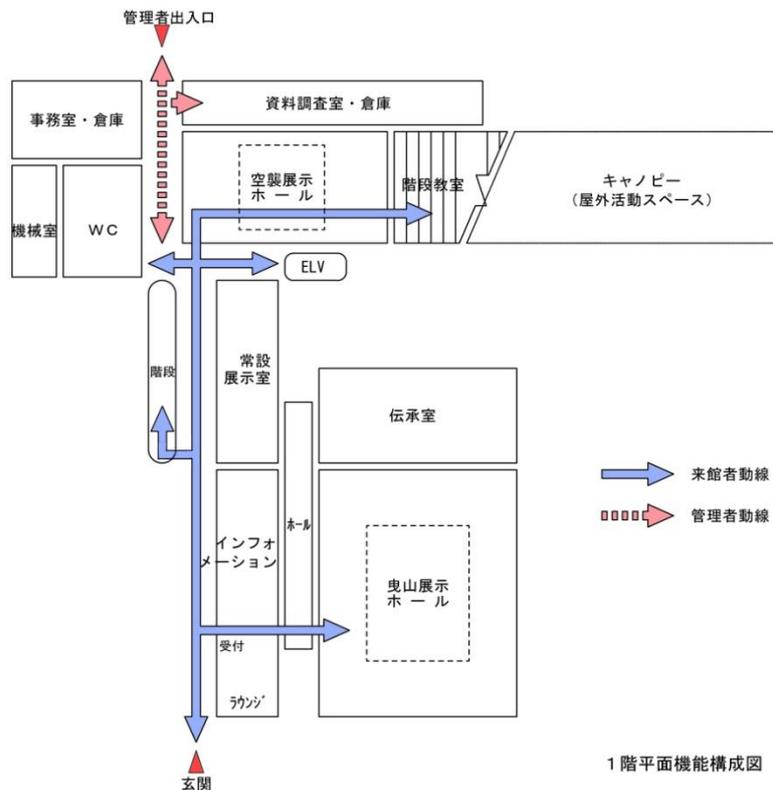
■各階ゾーニングイメージ



イ 平面機能構成

- ・「曳山展示ホール」を国道側に配置し、外部から曳山が見える計画とします。
- ・「動の軸」と「静の軸」が交わる部分に「空襲展示ホール」を配置します。
- ・お囃子などの夜間練習を想定し、近隣への音漏れに配慮した平面計画とします。

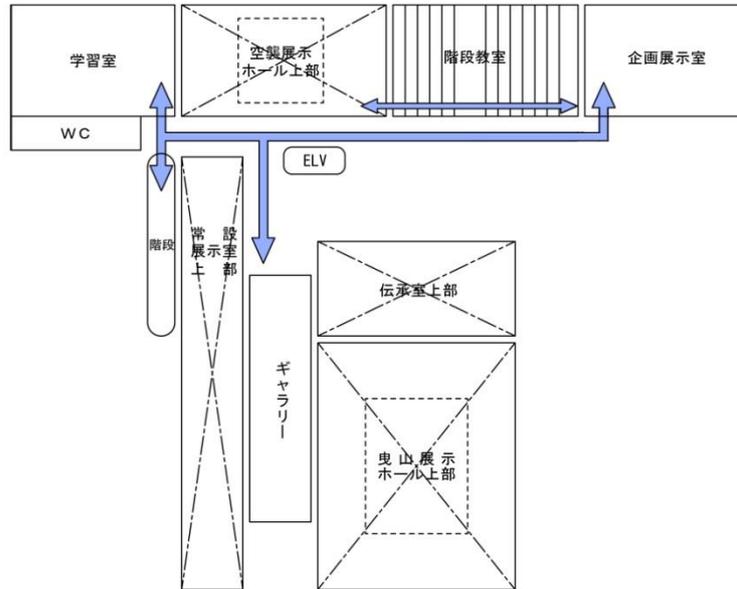
■1階平面機能構成図



1階平面機能構成図

■2階平面機能構成図

施設全体の周回を考慮し、「企画展示室」を動線の間中部に配置します。  
その後ギャラリーから空襲展示、曳山展示を2階レベルから望む計画とします。



2階平面機能構成図



## 第5章 施設計画

## 第5章 施設計画

## 1 計画内容

## (1) 施設規模等

これまでの検討に基づき、具体的な施設規模等を以下に示します。

## ■計画地概要

<b>事業概要</b> 事業名称 建設地 用途	土崎まちづくり拠点施設整備事業 秋田市土崎港西三丁目 まちづくり拠点施設
<b>敷地状況</b> 敷地面積 用途地域 防火地域 建ぺい率 容積率 前面道路	3,874.93 m <sup>2</sup> 商業地域・近隣商業地域 準防火地域(一部、近隣商業地域) 80% 400% 東側:国道(20m)、北側:市道(8m)、 西側:市道(4m)

## ■建物概要

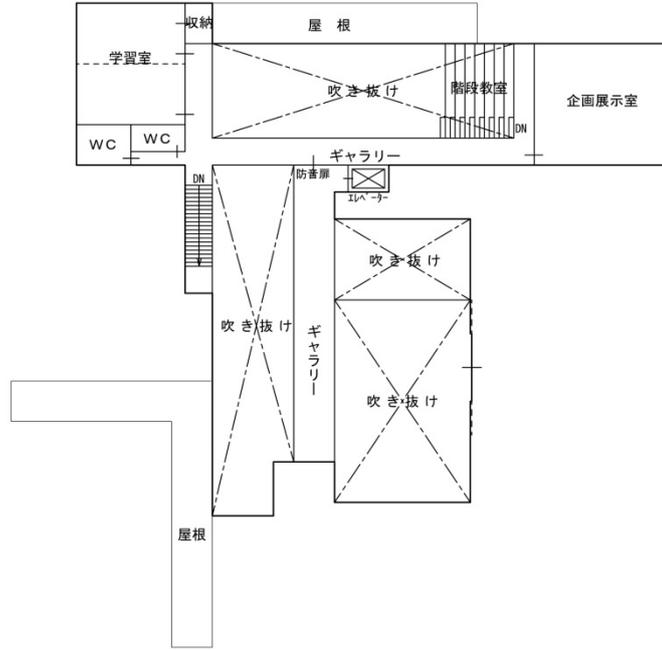
<b>構造</b> 構造形式 基礎 最高高さ	鉄筋コンクリート(RC)造(一部鉄骨造) ラーメン構造 既成杭(PHC)を想定 約15m	
<b>各階面積</b>	2階	約 400 m <sup>2</sup>
	1階	約 800 m <sup>2</sup>
<b>延床面積</b>	約 1,200 m <sup>2</sup>	
<b>建築面積</b>	約 950 m <sup>2</sup>	
<b>その他</b>		

(2) 主要諸室とその概要

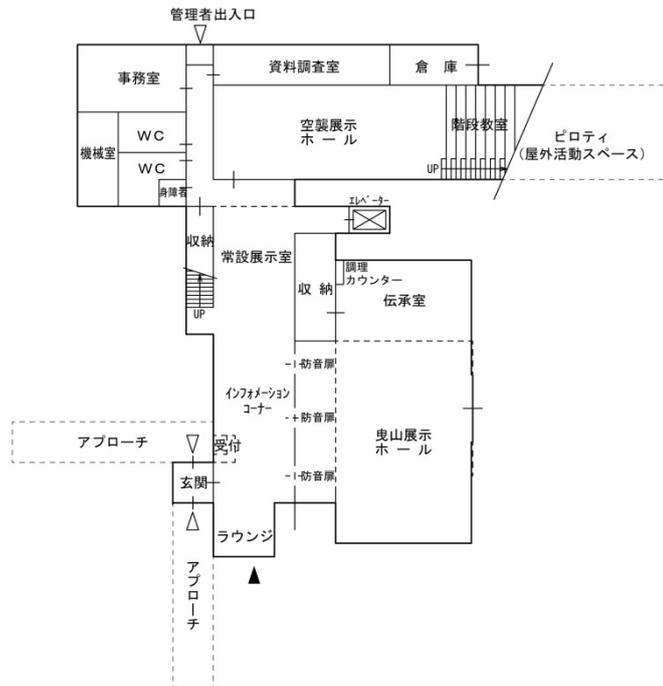
	主要諸室	概 要
1階	インフォメーション	・施設入口に設置
	常設展示室	・インフォメーションと連続した、歴史を紹介するスペース ・時代別や特定テーマ毎に複数のコーナーを設置
	曳山展示 ホール	・曳山の実物を展示するスペース ・吹き抜けとし、一部ガラス張りで外部から曳山が見える ・可動間仕切りにより、伝承室と一体的な活用が可能 ・曳山を背景に囃子・踊りの実演が可能なスペース ・イベント時に曳山の出し入れができ、屋外の広場と一体的な活用が可能
	伝承室	・曳山展示ホールと一体的な利用が可能なスペース ・祭り、イベントの際に活用できる調理設備を設置
	空襲展示 ホール	・旧日本石油秋田油槽所被爆倉庫の一部を展示するスペース ・語り部の話を聞く会、朗読会等の開催が可能な階段教室を設置
2階	企画展示室	・企画展をはじめ各種事業の実施可能な多目的展示室
	学習室	・資料調査室・倉庫（1階）の資料閲覧、小中学生や市民などの学習・調査、 発表会、地域行事の打ち合わせに使用できるスペース ・可動間仕切りにより分割使用可能
	その他	・曳山展示ホールおよび空襲展示ホールは、相互の展示内容や活用に支障のないよう、1階・2階とも防音に配慮する。 ・エレベーターを設置する。 ・2階通路は曳山を望むことができ、ギャラリーとしても使用可 ・駐車場は30台程度を想定

(3) 各階平面

■ 2階平面図

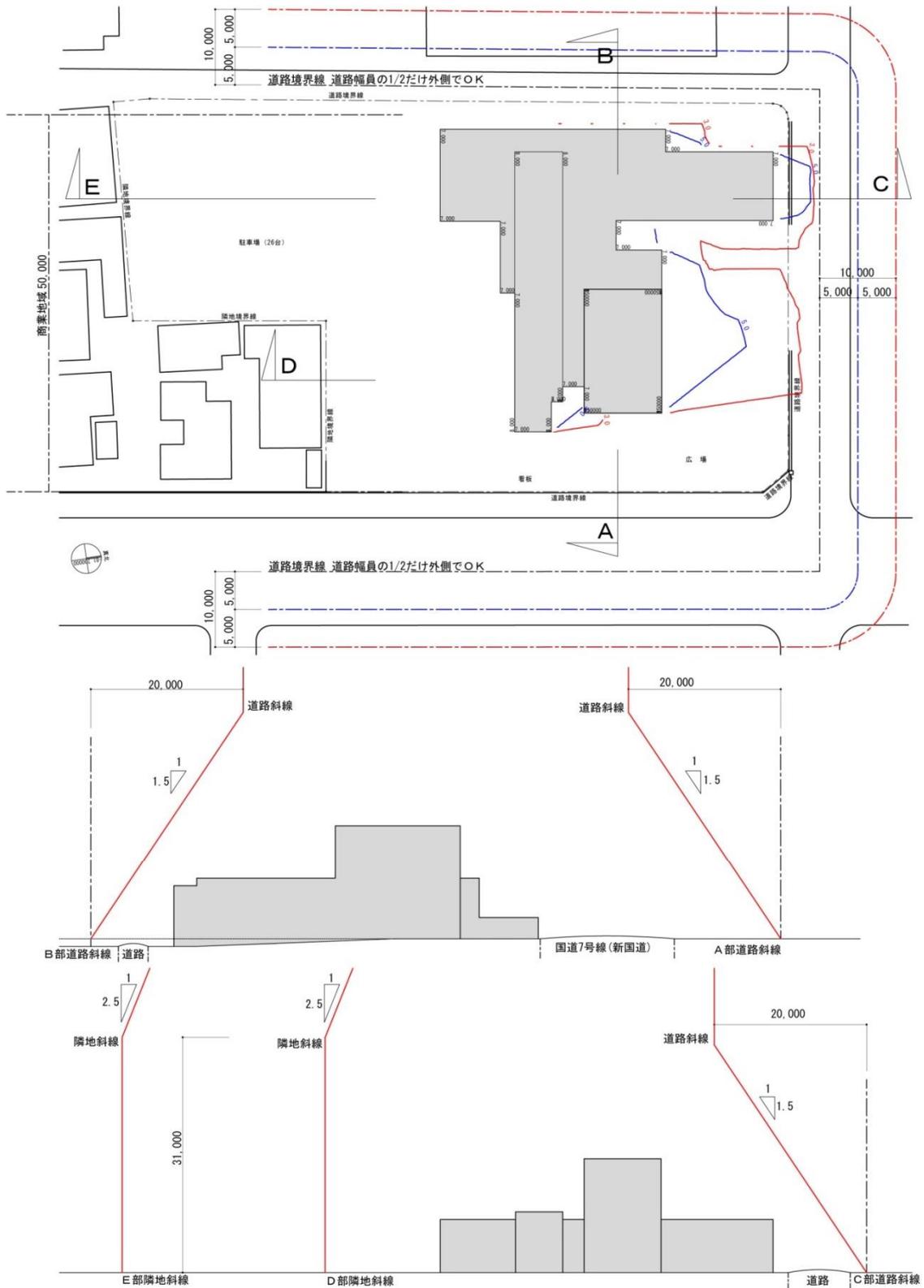


■ 1階平面図



(4) 建物配置に係る法規制の検討

■ 日影図



(5) 屋外環境整備計画の概要

ア ピロティ部

- ・ピロティ部は、屋外空間と一体となった「屋外活動エリア」として、曳山技術の講習や雨天時における踊りの練習等、様々な屋外活動に使用します。
- ・床仕上げは、景観に配慮しながら、インターロッキングブロック等、様々な活動に見合う計画とします。

イ 舗装計画等

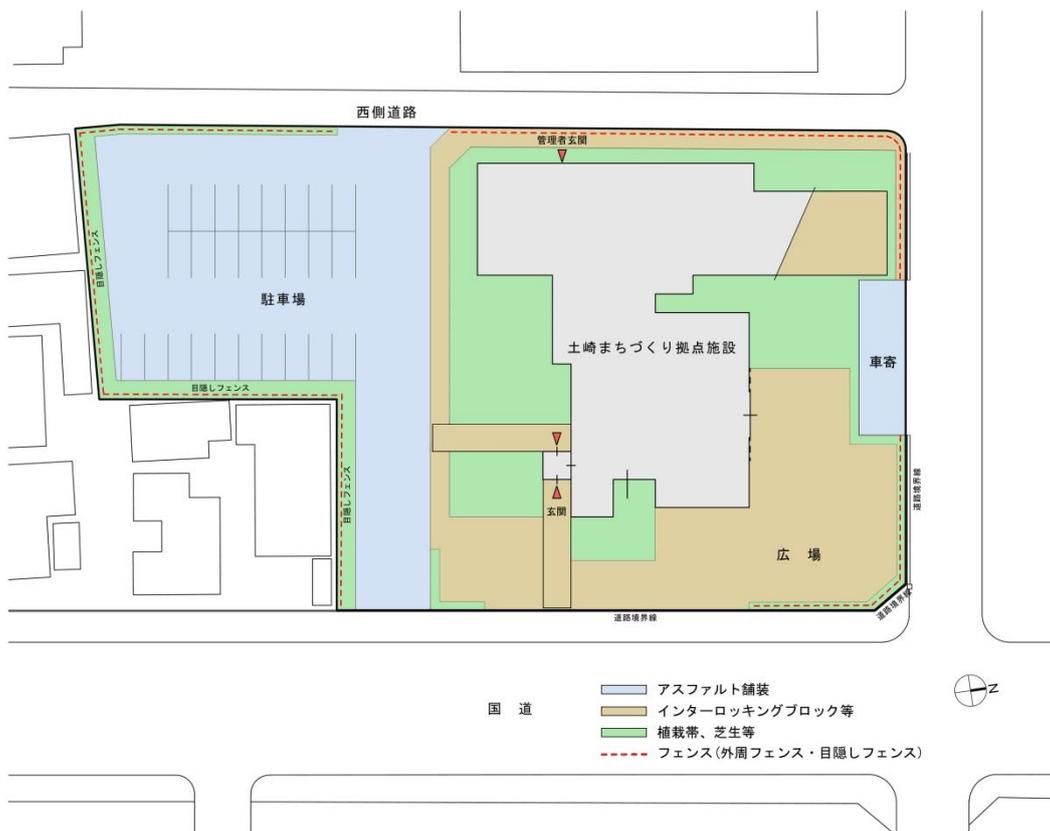
- ・駐車場および車道はアスファルト舗装とし、住家との境界部には目隠しフェンスを計画します。
- ・敷地外周やエントランス前および国道側広場は、インターロッキングブロック等、アスファルト舗装と異なる仕上げとします。
- ・曳山が引き出される部分は、平滑性や耐荷重性及び耐摩耗性等に配慮した計画とします。
- ・側溝を設け、敷地内の雨水を集めて放流します。

ウ 植栽計画

- ・敷地境界および車道との境界部周辺は植栽帯・芝生の配置を基本とし、適宜、塩害に強い樹種を植栽します。

(6) 全体配置計画

施設全体配置計画を以下に示します。



## (7) 構造計画

- ・ 基本構造は、鉄筋コンクリート造を考えるが、「曳山展示ホール」部分については、高さおよび梁スパンとも約15mの吹抜け大空間となることから、柱・梁を鉄骨造として検討します。

なお、構造詳細については実施設計段階で再検討のうえ決定します。

- ・ 特殊基礎については、既成杭(PHC)基礎を想定するが、地質調査終了後、報告書に基づき、実施設計段階で改めて検討します。
- ・ 経済性に十分配慮した構造計画とします。
- ・ 建物の耐震安全性の分類については、「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月18日)により、「構造体Ⅱ類<sup>\*</sup>」とします

### ※ 耐震安全性の目標 「構造体Ⅱ類」

大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、機能確保が図られている。

具体的な内容を次頁以降に示します。

## ■構造計画概要

### (1) 準拠基準

以下の基準法・施行令・告示等の関係法令及び規準等を準拠し設計を行う。

建築基準法、建築基準法施行令及びその他関係法令及び建築基準法関係建設省告示等

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
・ 建築構造設計指針[平成21年版]

(社) 公共建築協会  
・ 建築物荷重指針・同解説

(社) 日本建築学会  
・ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説  
・ 建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事

(財) 日本建築センター  
・ 建築構造設計基準 平成22年版  
・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 平成25年版  
・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 平成8年版

(社) 日本建築学会  
・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説  
・ 建築基礎構造設計指針  
・ 建築物荷重指針・同解説  
・ 建築耐震設計における保有耐力と変形性能  
・ 鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説  
・ 建築工事標準仕様書・同解説 J A S S 5 鉄筋コンクリート工事

(財) 日本建築センター  
・ 2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書

### (2) 施設の耐震安全性能

本施設は建物用途より不特定多数の来場者が想定されることから、耐震安全性重要度係数を1.25以上を満足する十分な耐震安全性能を有する構造体とする。

- 1) 一次設計(中地震動に対する設計)  
地震と目標性能 :  $C_o = 0.2$  程度の入力地震動に対して損傷を生じないことを目標とする。  
構造体の設計方法 : 許容応力度設計
- 2) 二次設計(大地震動に対する設計)  
地震と目標性能 :  $C_o = 1.0$  程度の入力地震動に対して構造体の部分的な損傷は生じるが人命の安全確保が図られていることを目標とする。  
構造体の目標性能 : 大地震時の層間変形角が  $1/200$  以下であること。  
必要保有水平耐力に対して保有水平耐力が1.00倍以上を確保する。

### (3) 上部構造

- 1) 上部構造は、平面形・立面形より構造形状に即した構造種別を採用し、無理のない構造架構とする。
- 2) 耐震要素を有効に配置し、質量分布と剛性分布の適正化を図る。
- 3) 常時荷重に対して、有害な変形や不同沈下を防止するため部材や架構の剛性を確保する。
- 4) 各部材については、原則として脆性的な破壊が生じないようにする。

### (4) 基礎構造

- 1) 基礎は、地盤条件・施行性及び上部構造の規模・形状・構造・剛性等を考慮し、上部構造を安全に支持でき、かつ上部構造に対して均衡のとれたものとする。
- 2) 基礎計画においては、確実に施行ができ、周辺に有害な影響を及ぼすことのない工法を選定する。

(5) 建物概要

- 1) 階 数  
・地上2階 地下なし 塔屋なし
- 2) 構造種別  
・鉄筋コンクリート造 及 鉄骨造
- 3) 構造形式  
・X・Y方向 純ラーメン構造
- 4) 基礎形式  
・鉄筋コンクリート造 基礎形式 プレボーリング認定工法を想定  
・支持層 礫混じり砂質層  
・N 値 40以上
- 5) 敷地条件  
・敷地高低 敷地内は殆ど平坦地である。
- 6) 重要度係数 (用途係数)  
・重要度係数  $U = 1.25$
- 7) 建物概略形状  
・主要形状 19.0m×26.0m 及 12.0m×43.7m  
・最大スパン 10.0m (S造) 9.0m (RC造)  
・階 高 8.0m (S造) 5.0m (RC造)  
・最高高さ 15.0m (S造) 7.0m (RC造)

(6) 設計概要

本建物は、建築基準法・同施行令・その他関係法令・建築基準法関係建設省告示及び構造計算指針・同解説等に準拠する。計算方法は許応力度設計の他、大地震時に対する構造体の耐震安全性の検証として保有水平耐力の検討を行う。

- 1) 構造計算ルート  
・X方向、Y方向共 ルート3 (許容応力度計算及び保有水平耐力計算)
- 2) 地震力  
・地震地域係数  $Z = 0.9$ 、重要度係数  $U = 1.25$
- 3) 積雪荷重  
・秋田市 積雪量 100.0cm 単位重量  $\gamma = 20\text{N/m}^2$
- 4) 風荷重  
・速度圧  $q = 0.6 \cdot E \cdot V_0$   
・地表面粗度区分=Ⅲ、基準風速  $V_0 = 32.0\text{m/s}$
- 5) 保有水平耐力  
・保有水平耐力  $Q_u$  / 必要保有水平耐力  $Q_{un} = 1.00$ 以上

(7) 使用材料

- 1) コンクリート  
・基本  $F_c = 24\text{N/mm}^2$
- 2) 鉄 骨  
・基本  $S_N400 \cdot S_N490 \cdot S_S400$
- 3) 鉄 筋  
・SD295A D10~D16 重ね継手  
・SD345 D19~D25 圧接継手  
・SD390 D29以上 圧接継手

## (8) 設備計画

施設の目的および機能をふまえ、省エネルギー・環境対策・安全性を考慮した計画とします。

### ア 電気設備計画

具体的な内容を以下に示します。

<p><b>■電気設備工事概要</b></p>								
<p>(1) 受変電設備</p>								
<p>屋内型キュービクルを設置する。</p>								
電気容量は下記を想定	契約容量は60KVA程度を想定							
一般電灯 1φ3W 100/200V	50KVA(油入、トップランナー仕様)							
一般動力 3φ3W 200V	50KVA(油入、トップランナー仕様)							
<p>キュービクルサイズは下記を参照</p>								
<table border="0"> <tr> <td>高圧受電盤</td> <td>900W x 2200D x 2350H</td> <td rowspan="3">] 列盤：外径サイズ=2700W x 2200D x 2350H</td> </tr> <tr> <td>低圧電灯盤</td> <td>900W x 2200D x 2350H</td> </tr> <tr> <td>低圧動力盤</td> <td>900W x 2200D x 2350H</td> </tr> </table>	高圧受電盤	900W x 2200D x 2350H	] 列盤：外径サイズ=2700W x 2200D x 2350H	低圧電灯盤	900W x 2200D x 2350H	低圧動力盤	900W x 2200D x 2350H	
高圧受電盤	900W x 2200D x 2350H	] 列盤：外径サイズ=2700W x 2200D x 2350H						
低圧電灯盤	900W x 2200D x 2350H							
低圧動力盤	900W x 2200D x 2350H							
<p>引込用コンクリート柱を建柱し、キュービクルまで高圧ケーブルを地中埋設配管配線にて布設する。 屋外機器は重耐塩型とする。</p>								
<p>(2) 幹線設備</p>								
<p>キュービクルから、各設備負荷・電灯分電盤・動力盤等への電源供給を行う。 電灯分電盤を1階・2階にそれぞれ設置、動力盤は供給する負荷付近に設置する。 また各設備機器の警報表示として、警報盤を事務室に設置する。 屋外は地中埋設配管配線、屋内は天井内ケーブルラック配線とする。</p>								
<p>(3) 動力設備</p>								
<p>動力盤からエアコン及びエレベーター等の動力電源の供給を行う。 天井内はケーブルラックまたはころがし配線とし、壁内は電線管にて保護とする。</p>								
<p>(4) 電灯コンセント設備</p>								
<p>省エネ及び省メンテナンスを考慮し、照明器具はLED灯を基本とする。 建物の性格上、内装デザインを考慮する部分は建築意匠にマッチした照明を選定する。 トイレ照明は人感センサを設置し、自動点滅とする。 消防法を遵守し誘導灯を設置する。また建築基準法を順守し非常照明を設置する。 いずれもバッテリー内蔵型とする。 水回りや湿気のある部分、また専用機器のコンセントは接地付とする。 天井内はころがし配線とし、壁内は電線管にて保護とする。</p>								
<p>(5) 構内交換・構内情報設備</p>								
<p>事務室に電話主装置を設置し、各所に電話機を設置する。(設置位置は機器配置一覧表による) 回線内容・回線数などの仕様は今後打ち合わせにより決定する。 また情報用モジュージャックも各所に設置し、構内ネットワークも構築する。 (設置位置は機器配置一覧表による) 内容は今後打ち合わせにより決定する。</p>								
<p>(6) テレビ共同受信設備</p>								
<p>テレビ受信アンテナから各所のテレビ端子までの配線及び機器取付を行う。 機器仕様は下記とする。</p>								
受信アンテナ	UHF20EL (ステンレス) BS・110° CSアンテナ							
増幅器	BS/CS/UHF テレビ端子 CS110° 対応型							
<p>尚、テレビ端子設置位置は機器配置一覧表による。</p>								

(7) 電気時計設備

プログラムタイマー付親時計を事務室に、子時計を各所に設置する。  
尚、子時計設置位置は機器配置一覧表による。

親時計	水晶式1回線（事務室総合防災盤に設置）
子時計	壁掛型310φ

(8) 拡声設備

非常時及び館内連絡用として、非常業務用兼用型放送装置を事務室総合盤に設置する。

増幅器	防災アンプ120W 出力回線10回線 ハンドマイク付 CDプレーヤー x 1台
スピーカー	天井埋込型（室内設置） ホーン型コーンスピーカー（屋外活動スペース）

各展示室にローカル音響装置を設置する。

増幅器	キャスター付収納ワゴン ミキシングアンプ + グラフィックイコライザー ワイヤレスチューナー CD-MDデッキ
スピーカー	ローカル用メインスピーカー ハネ返りスピーカー
入カコンセント	マイクコンセント スピーカーコンセント ワイヤレスアンテナ
その他	ワイヤレスマイク マイクスタンド 屋外用レピーター盤（屋外活動スペース）

※映像（プロジェクター・スクリーン）は別途展示側の工事とする。

(9) 火災報知設備

消防法を遵守し、火災報知設備を設置する。

受信機	P型1級 壁掛型（事務室総合防災盤に設置）
総合盤	P型1級 発信器・電鈴・表示灯付 壁埋込型
感知器	熱感知器、煙感知器を部屋状況に応じて配置するが、天井裏にも感知器を設置する。 （但し、天井内ふところ高さ0.5m未満の部分には設置免除） 天井裏感知器は遠隔監視機能付きとして計画する。

また消防法に基づき、非常通報設備を設置する。電話回線はFAX兼用とする。



※ 非常通報装置動作時はFAXは強制断。

(10) 警備用配管設備

機械警備用のセンサ及び電気錠用の空配管、ボックスを設置する。（機器別途）

(11) 屋外灯設備

夜の退館及び防犯灯を兼ねて駐車場にLED照明を配置する。  
暗くなると自動的に点灯し、タイマーセット時間で消灯するものとする。

■電気設備諸元表

■電気設備諸元表

室名	電気設備													備考	
	照明			コンセント		放送	音響	TV端子	電話	トイレ	時計	火報	非常		警備
	器種	特殊照明	ルクス	一般	特殊				アットレット	呼び出し			通報		
【1階】															
事務室	一体型露出LED		500	○	○床	◎主		○	◎主	◎主	◎主	◎主	◎主	◎主	
常設展示室	LEDダウンライト	スポット	500	○	○床	○		○	○		○	○		○	
空襲展示ホール(階段教室)	LEDダウンライト	スポット	500	○	○床	○		○	○		○	○		○	
伝承室	LEDダウンライト	スポット	500	○	○床	○	○	○	○		○	○		○	
曳山展示ホール	LEDダウンライト	スポット	500	○	○床	○		○	○		○	○		○	
インフォメーション	LEDダウンライト		300	○	○ 接地	○	○	○	○		○	○		○	
屋外活動スペース(ヒート)	LEDダウンライト		200	○	○ 接地	○					○	○		○	
資料調査室	一体型露出LED		200	○		○								○	○
機械室	一体型露出LED		200	○	○ 接地	○								○	○
玄関	LEDダウンライト		300	○		○								○	○
【2階】															
学習室	一体型露出LED		500	○	○床	○	○	○	○		○	○		○	
企画展示室	LEDダウンライト	スポット	500	○	○床	○	○	○	○		○	○		○	
ギャラリー(通路)	LEDダウンライト	スポット	300	○	○床	○					○	○		○	
【共通】															
WC	LEDダウンライト	人感センサ	200	○	○ 接地	○				○				○	○
倉庫	一体型露出LED		200											○	

◎は、主装置(親機)の設置場所を示す。

## イ 機械設備計画

機械設備工事概要を以下に示します。

### ■機械設備工事概要

#### (1) 給水設備

- ・秋田市上水道本管より引込み、直結給水にて必要箇所に給水を行う。

#### (2) 給湯設備

- ・給湯箇所は、事務室の湯沸コーナー・トイレ内手洗器とし、個別給湯方式とする。
- ・電気温水器とガス湯沸器を比較検討し、その上で方式を決定する。

#### (3) 衛生器具設備

- ・大便器は、温水洗浄便座付とし、身障者トイレの便器はリモコン洗浄機能を付加した洋風便器とする。
- ・女子トイレ及び身障者トイレ大便器には、節水を考慮して擬音装置を取り付けする。
- ・トイレ内の手洗い器は、自動水栓とする。

#### (4) 排水設備

- ・汚水・雑排水の生活排水は屋内分流・屋外合流とし、市の下水本管に放流する。
- ・雨水排水は市道側溝に放流する。

#### (5) ガス設備

- ・都市ガス（東部ガス）を引込み、必要箇所にガスを供給する。
- ・ガスの使用箇所は、ガス空調室外機と床暖房ボイラ用とする。

#### (6) 換気設備

- ・冷暖房を行う室は、省エネも考慮し空調換気扇による個別換気を行う。
- ・上記以外にもシックハウス対策として全ての居室に機械換気設備を設置する。
- ・トイレ等の附室の換気は天井換気扇及び中間ファン等による第3種換気方式とする。

#### (7) 冷暖房設備

○設計条件（国土交通省 設計基準より）

	冷 房		暖 房	
	屋 外	室 内	屋 外	室 内
乾 球 温 度	33.0℃	26.0℃	-3.7℃	22.0℃
相 対 湿 度	58.8%	50.0%	64.9%	40.0%

- ・室内相対湿度はなりゆきによる。
- ・各室の冷暖房方式は、概ね下記とする。

室 名	冷暖房方式
空襲展示ホール・伝承室・曳山展示ホール	ガスヒートポンプマルチエアコン(各室個別制御)
常設展示室・資料調査室・学習室・企画展示室	温水式床暖房併設(高天井室に付加)
事務室	ガスヒートポンプエアコン(単独設置)
各トイレ	電気暖房器による凍結防止(天井遠赤ヒーター)

#### (8) 自動制御設備

- ・エアコン各室リモコン取り付け及び事務室での各室の運転、停止の一括制御とする。
- ・床暖房室の温度制御及び事務室での熱源の運転、停止の一括制御とする。

■機械設備諸元表

■機械設備諸元表

室名	機械設備											備考	
	衛生設備					空調設備							
	給水	給湯	排水	ガス	衛生器具	冷暖房 (7種1772)	冷暖房 (個別1772)	床暖房 (温水式)	暖房 (凍結防止)	換気 (1種換気)	換気 (3種換気)		
【1階】													
事務室	○	○	○				○				○		
資料調査室							○				○		
空襲展示ホール							○		○		○		
伝承室							○		○		○		
曳山展示ホール							○		○		○		
常設展示室							○		○		○		
男子WC	○	○	○		○					○		○	
女子WC	○	○	○		○					○		○	
身障者WC	○	○	○		○					○		○	
倉庫（共通）												○	
【2階】													
学習室							○				○		
企画展示室							○				○		
空調屋外機置き場				○									
機械室（床暖房ボイラ）				○									

ウ 方式比較表

■ 冷暖房方式の比較表

項目		方式				
		A方式（ガス熱源）	B方式（電気熱源）			
		ガスヒートポンプマルチエアコン（GHP） + ガス小型ボイラ（床暖房） 冷房負荷168kw、暖房負荷250kw	空気熱源ヒートポンプマルチエアコン（EHP） + 空気熱源ヒートポンプ温水機（床暖房） 冷房負荷168kw、暖房負荷250kw			
システム図						
概要		GHPエアコンによる一般空調と ガスボイラによる輻射式温水床暖房 の併用方式。 床暖房は高天井部分を対象とする。	EHPエアコンによる一般空調と ヒートポンプ温水機による輻射式 温水床暖房の併用方式。 床暖房は高天井部分を対象とする。			
比較項目	省エネ性	制御	インバーター制御（エアコン） 送水温度制御による1次側エネルギーの節約（床暖房）	○	インバーター制御（エアコン） 送水温度制御による1次側エネルギーの節約（床暖房）	○
	運転管理	温度調整	リモコン操作で対応。 （エアコン、床暖房）	○	リモコン操作で対応。 （エアコン、床暖房）	○
		個別運転	各室ごとにリモコン操作で対応。 （エアコン、床暖房）	○	各室ごとにリモコン操作で対応。 （エアコン、床暖房）	○
		集中管理	エアコンは集中リモコンで対応。 床暖房は熱源機を遠隔操作盤にて 発停する。（タイマー機能付加）	○	エアコンは集中リモコンで対応。 床暖房は熱源機を遠隔操作盤にて 発停する。（タイマー機能付加）	○
		操作性	取扱い容易。	○	取扱い容易。	○
		保守契約	GHPの保守契約が必要。	△	不要。	○
	快適性	冬季	放射効果により、上下温度差が 少なく、快適な温熱環境を確保 出来る。 床暖房の無い居室に於いても、 GHPのため、除霜時もノンスト ップで高暖房能力を発揮できる。	○	低外気温時のデフロスト運転時に 暖房能力の低下が予想される。	△
		夏季	快適な環境を確保できる。	○	快適な環境を確保できる。	○
	イニシャルコスト		39,000,000 円	○	47,000,000 円	△
	ランニングコスト		3,700,000 円/年	○	4,200,000 円/年	△
メンテナンスコスト		300,000 円/年	△	0 円/年	○	
総合評価		快適性、コスト面で優れている。	◎	設備コスト面で若干割高である。	○	
ランニングコスト算出単価 1. 電力単価は平成27年3月時の東北電力株式会社の単価で計算 2. ガス空調単価は東部ガス㈱の小型空調契約単価で計算 3. ガス焼き温水床暖房のガス単価は東部ガス㈱温水システム契約単価で計算 4. ペレットの単価は45円/kgで計算 5. 冷暖房負荷は概略値で実施設計時は負荷計算により変動があります						

■ 冷暖房方式の比較表

項目		方式				
		C方式（ペレット熱源）	D方式（地中熱利用）			
		ペレット焚き冷温水発生機 ファンコイル、床暖房 冷房負荷168kw、暖房負荷250kw	地中熱源ヒートポンプ（探熱コアフル型） ファンコイル、床暖房 冷房負荷168kw、暖房負荷250kw			
システム図		<p>温水式床暖房（吹き抜け部） 冷温水機 冷温水ポンプ</p>	<p>温水式床暖房（吹き抜け部） HPユニット 探熱コア 探熱コアポンプ</p>			
概要		ペレット焚き冷温水機を熱源とし ファンコイルユニットによる空調と 輻射式温水床暖房（高天井部分） の併用方式。	地中熱ヒートポンプを熱源とし ファンコイルユニットによる空調と 輻射式温水床暖房（高天井部分） の併用方式。			
比較項目	省エネ性	制御	送水温度制御（循環ポンプ） 送水温度制御による1次側エネルギーの節約（床暖房）	○	探熱及び送水温度制御（ポンプ） 送水温度制御による1次側エネルギーの節約（床暖房）	○
	運転管理	温度調整	リモコン操作で対応。 （FCU、床暖房）	○	リモコン操作で対応。 （FCU、床暖房）	○
		個別運転	各室ごとにリモコン操作で対応。 （FCU、床暖房）	○	各室ごとにリモコン操作で対応。 （FCU、床暖房）	○
		集中管理	熱源機を遠隔操作盤にて 発停する。（タイマー機能付加）	○	熱源機を遠隔操作盤にて 発停する。（タイマー機能付加）	○
		操作性	取扱い容易。	○	取扱い容易。	○
		保守契約	冷温水機の保守契約が必要。	△	不要。	○
	快適性	冬季	放射効果により、上下温度差が 少なく、快適な温熱環境を確保 出来る。 床暖房の無い居室に於いても、 温水のため、快適である。	○	放射効果により、上下温度差が 少なく、快適な温熱環境を確保 出来る。 床暖房の無い居室に於いても、 温水のため、快適である。	○
		夏季	快適な環境を確保できる。	○	快適な環境を確保できる。	○
	イニシャルコスト		70.000.000 円	△	90.000.000 円	△
	ランニングコスト		4.700.000 円/年	△	3.000.000 円/年	△
メンテナンスコスト		800.000 円/年	△	0 円/年	○	
総合評価		快適性は良いが 設備コスト面で割高である。	△	快適性、環境には良いが 設備コスト面で割高である。	△	
ランニングコスト算出単価 1. 電力単価は平成27年3月時の東北電力株式会社の単価で計算 2. ガス空調単価は東部ガス㈱の小型空調契約単価で計算 3. ガス焚き温水床暖房のガス単価は東部ガス㈱温水システム契約単価で計算 4. ペレットの単価は45円/kgで計算 5. 冷暖房負荷は概略値で実施設計時は負荷計算により変動があります						

(9) 省エネルギー計画およびライフサイクルコスト(LCC)比較

ア 省エネルギー計画

自然エネルギーの有効利用や省資源・省エネルギーに配慮しながら、ライフサイクルコストの低減に努める計画とします。

以下に、当該施設において考えられる主な省エネルギー手法についての評価等およびシステム・機器の内容等を示しながら、実施設計時に改めて検討します。

(ア) 省エネルギー手法

① 建築計画

項目	対策の目的	評価・留意点	備考
自然換気 (吹抜け空間の活用による空調負荷の低減)	大きな吹き抜け空間は、建物内外の温度差と風の流れによる穏やかな上昇気流を生み出すことで空調負荷の低減を図る。	建物方位や風向による開口部の設置計画等、周辺状況とのバランスを考慮する必要がある。	建物全体に空気の流れが生まれるように配慮する。
ルバー・庇の設置	窓からの熱流出および流入は空調負荷の増加につながるため、夏季は日射を遮蔽し、冬季は日射を遮らないよう日射熱をコントロールし、空調負荷の低減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季・冬季の相反する性能のバランスと建物方位や周辺状況を考慮して採用する必要がある。</li> <li>・着雪時の雪庇対策やメンテナンスにも考慮が必要。</li> </ul>	日射角等を考慮しながら、極力採用を検討する。
熱線吸収ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入および赤外線反射フィルム貼付け等	窓からの熱流出および流入は空調負荷の増加につながるため、これらの採用により空調負荷の低減を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複層ガラスの封着部には有機材料が使われているため半永久的に性能が保障されているわけではない。(保障例 10 年)</li> <li>・フィルム貼りについても透明度、耐久性、メンテナンス性を考慮する必要がある。</li> </ul>	各所室使用状況と製品機能とのバランスを考慮しながら採用を検討する。

② 電気設備計画

項目	対策の目的	評価・留意点	備考
LED照明の採用	従来形に比べ長寿命で省電力。	発光効率、現時点でオフィスの主照明として使用されている蛍光灯に比べ劣っていることやコスト面が課題。	長寿命でコンパクトという特徴を生かし、高所等メンテナンス性等を考慮しながら採用を検討する。
人感センサーの導入及び外灯の照明制御	照明器具の「ON・OFF」又は「100%点灯から25%(30%)」への点灯を自動制御で行い、照明電力消費の削減を図る。	利用時間の少ない廊下・ホール、トイレの無駄な照明や外灯の消し忘れ防止に有効。	積極的な採用を考慮する。また、外灯は自動点滅器とタイマーを組み合わせた照明制御を考慮する。

③ 機械設備計画

項目	対策の目的	評価・留意点	備考
節水型器具、自動水栓、自動洗浄装置の導入	節水型器具および自動水栓等の利用により、使用水量の削減を図る。		積極的な採用を考慮する。
空調対象範囲の細分化	空調ゾーンの細分化を図り、空調エネルギー消費量の削減を図る。	用途や使用頻度および人員密度が異なる室に応じた空調が可能となる。	積極的な採用を考慮する。
全熱交換器の導入	外気負荷を低減することで空調エネルギー消費量の削減を図る。	排気側から給気側に移動した熱量を回収することが可能となることにより空調負荷の軽減が可能となる。	

(イ) システムおよび機器等の検討

	項目	内容	検討	備考
システム				
①	太陽光発電	・太陽光により発電した電気を施設に利用	・積雪の影響や効率の良い設置場所、またコストの検討が必要となる。	・雪国秋田での利用については、定量的に日照時間を確保するのが難しい。
②	風力発電	・風力を利用して発電した電気を施設に利用	・近隣への騒音や低周波音、景観を考えると設置は難しいと思われる。	
③	分散型空調	・中央式空調方式ではなく利用形態に応じた空調	・各階分散型の冷暖房及び利用形態に応じた冷暖房が可能となる。	・中央式空調方式に比べてランニングコストの低減になる。
④	局所式給湯	・中央式給湯方式ではなく熱源を個別設置する給湯	・必要な箇所に温水器は設置となる。	
⑤	雨水利用等のシステム	・大便器、小便器の洗浄水に雨水を利用	・雑用水は全体使用量の40%程度であるが、実質降雨量を考慮すると年間20～30万円削減の見込み。(濁水時上水補給有) ・沈砂槽・雨水貯留槽・濾過装置・雑用水槽・加圧ポンプの機器が必要となる。 ・温水洗浄便座を使用する場合、中水および上水の両システムの配管が必要になる。	・水槽の清掃費、ポンプ電気代機器更新費等を考慮すると本施設規模では設備投資が高すぎて現実的ではない。
機器				
①	照明制御	・LED照明器具の選択 ・人感センサーの採用 ・スイッチ回路の細分化 ・適正照度の確保	・電気使用量を抑えるとともに、ランプや器具交換の頻度を極力少なくする。	
②	節水対策	・トイレ擬音装置(女子WC) ・センサー小便器 ・センサー手洗い器	・水の使用量を抑え、上下水道料金の低減を図る。	
③	全熱交換器	・排熱の効果的な利用	・換気の際の熱ロスを少なくする。	

(10) 法的規制の対応

■ 関係法令等整理

(1) 都市計画法・建築基準法・秋田県建築基準条例・秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

関係法令	項目	規定内容	適用	
都市計画法	用途地域	都市計画区域内の用途指定	商業地域・近隣商業地域にまたがる	
	防火地域	都市計画区域内の防火地域又準防火地域	準防火地域	
建築基準法 建築基準法施行令 秋田県建築基準条例 (集団規定)	主要用途	敷地全体の建物の主要用途	まちづくり拠点施設	
	工事種別	敷地全体の建物の工事種別	新築工事	
	壁面線	壁面線の指定	指定なし	
	容積率	法定容積率	商業地域-400%、近隣商業地域-200%	
	建ぺい率	法定建ぺい率	商業地域・近隣商業地域-80%	
	高さ制限	道路斜線制限	商業地域・近隣商業地域	制限範囲2.0m、勾配1.5
			商業地域・近隣商業地域	立上り3.1m、勾配2.5
		隣地斜線制限	規制なし：(商業地域・近隣商業地域)	
		北側斜線制限	商業地域：規制なし 近隣商業地域：適用 高さ>10m、 地面からの高さ4.0m (5.0m~10.0mの範囲-5時間。10.0mを 超える範囲-3時間)	
	日影規制			
建築基準法 建築基準法施行令 秋田県建築基準条例 (単体規定)	主要用途	棟別の建物の主要用途	まちづくり拠点施設	
	工事種別	棟別の建物の工事種別	新築工事	
	構造制限	準防火地域内の構造制限	4階以上または、1,500㎡を超える建築物は、 耐火建築物 延べ面積が、500㎡~1,500㎡以下の 建築物は、耐火建築物または準耐火建築物	
	居室	採光：開口部の採光に有効な部分の面積の 床面積に対する割合	居室：1/2.0以上 無窓の居室：主要構造部耐火構造でつくる	
		換気：開口部の換気に有効な部分の面積の 床面積に対する割合	居室：1/2.0以上、火気使用室は 機械換気設備	
	天井の高さ	天井の高さ	h ≥ 2.1m	
		防火上主要な間仕切壁	適用：居室と避難経路となる間仕切り壁、 火気使用室	
	遮音界壁、小屋裏隔壁	遮音界壁、小屋裏隔壁	不要：但し、お隣りの練習等音を発する 部屋は任意でもうける	
		防火区画	面積区画 縦穴区画（3階以上の階に居室を有する建築物）	適用：1,500㎡以内ごとに区画(耐火建築物) 適用：3階建以上の建物
	内装制限	階数 ≥ 3階、延べ面積 > 500㎡	適用：居室-難燃(1.2m以下の腰壁は除く)、 廊下・階段等-準不燃	
火気使用室		適用：準不燃		
排煙無窓の居室（床面積 > 50㎡）		適用：居室・廊下・階段-準不燃 (天井高さ > 6mは除く)		
避難設備	廊下の巾	適用：両側に居室がある廊下 ≥ 1.6m その他の廊下 ≥ 1.2m		
	階段（一般構造） （直上の居室の床面積合計 > 200㎡）	適用：階段・踊場の幅 ≥ 1.20cm 蹴上げ ≤ 2.0cm 踏面 ≥ 2.4cm ：手摺は両側に設ける。 ：階段の上下端に接する廊下及び 踊場に誘導ブロック ：踊り場は高さ3m以内ごとに設ける。 ：直階段の踊場の踏幅 ≥ 1.2m		
	階段に代わる傾斜路（スロープ）	適用：勾配 1/8 (廊下-勾配1/12、敷地内通路-勾配1/20)		
	直通階段の設置 直通階段に至る歩行距離	適用：まちづくり拠点施設 主要構造部準耐火構造以上 ≤ 5.0mに設置(6.0m) 採光上無窓居室がある場合 ≤ 3.0mに設置(4.0m)		
	2以上の直通階段の設置 避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける	適用：避難階の直上階の居室床面積の 合計 < 4.00㎡ (耐火建築物) その他の階は、居室の床面積の 合計 < 2.00㎡ (耐火建築物)		
	避難階段・特別避難階段の設置 2以上の直通階段までの重複距離	不要：5階建て以上の建築物 適用：まちづくり拠点施設 主要構造部準耐火構造以上 ≤ 2.5mに設置(3.0m) 採光上無窓居室がある場合 ≤ 1.5mに設置(2.0m)		
	屋外への出入口 避難階における階段から屋外への出口までの距離	適用：まちづくり拠点施設 主要構造部準耐火構造以上 ≤ 5.0mに設置(6.0m) 採光上無窓居室がある場合 ≤ 3.0mに設置(4.0m)		
	避難階の居室から屋外への出口までの距離	適用：上記距離の各2倍		
	排煙設備	適用：特殊建築物で、延べ床面積500㎡を 超える建築物 その他排煙無窓居室 (告示により免除される居室を除く)		
	非常用の照明装置	適用：特殊建築物の居室 上記から地上に通ずる廊下・階段		

関係法令	項目	規定内容	適用
建築基準法 建築基準法施行令 秋田県建築基準条例 (単体規定)	避難設備	非常用の進入口	適用：3階以上の階に設置
		敷地内通路	適用：幅員1.5m以上の通路を確保する。
		主要な出入口から道路・車いす用駐車場への斜路	幅140cm 勾配1/12~1/20(屋外)以下
	シックハウス	規制の対象となる化学物質 ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、 エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン	幅150cm 勾配1/15以下(屋外) 適用：厚生労働省が定める指針値以下
建築設備	エレベーター 避雷設備(高さ20mを超える部分)	適用：JIS9201 11人乗りの寸法を基準とする 不要：H<20m	

(2) 消防法

関係法令	項目	規定内容	適用	
消防法 消防法施行令	防火対象物の指定	防火対象物の用途区分	8項 まちづくり拠点施設	
	消防用設備等の設置単位		1棟 まちづくり拠点施設	
	消防の設備	消防用設備等の設備維持	まちづくり拠点施設(防火対象物)は消防用設備等を設置、維持しなければならない	
	初期消火設備	消火器具		設置：延べ面積 $\geq 300\text{m}^2$
		屋内消火栓設備		設置：延べ面積 $\geq 700\text{m}^2$ (耐火建築物で内装制限した場合 $\geq 2,100\text{m}^2$ )
		スプリンクラー設備		不要：11階以上の階に設置
		特殊消火設備(水噴霧・泡・二酸化炭素・ハロゲン・粉末)		不要：まちづくり拠点施設 (収蔵庫等の収蔵物によっては設置も考慮)
	警報設備	屋外消火栓設備		不要：耐火建築物/床面積(1階+2階) $< 9,000\text{m}^2$
		動力消防ポンプ設備		不要：耐火建築物/床面積(1階+2階) $< 9,000\text{m}^2$
		自動火災報知設備		設置：延べ面積 $\geq 500\text{m}^2$
		ガス漏れ火災報知設備		不要：まちづくり拠点施設
		漏電火災警報設備		不要：木造地下ラスモルタル壁・天井等なし
	避難設備	消防機関への通報設備		設置：延べ面積1,000 $\text{m}^2$ 以上の建築物
		非常警報設備(非常ベル又は自動式サイレン及び放送設備)		不要：自動火災報知設備設置により免除
		非常放送設備		不要：自動火災報知設備設置により免除
		避難器具		設置：3階以上の階に設置
	本格消火設備	誘導灯		不要：地階、無窓階、11階以上の部分に設置
		誘導標識		設置：(避難口誘導灯、通路誘導灯がある場合免除)
		消防用水		不要：敷地面積 $< 20,000\text{m}^2$ 、 耐火建築物/1・2階の床面積の合計 $< 15,000\text{m}^2$
		連結散水設備		不要：地階に設置(地階無し)
		連結送水管		不要：階数5以上、延べ面積6,000 $\text{m}^2$ 以上に設置
		非常用コンセント設備		不要：階数11以上に設置
		無線通信補助設備		不要：地下街で、延べ面積1,000 $\text{m}^2$ 以上に設置

(3) その他関連法規

関係法令	項目	規定内容	適用
バリアフリー法	福祉環境整備	特定建築物の建築主等の努力義務	適用：建築物移動等円滑化基準
エネルギーの使用の合理化に関する法律		省エネ措置の努力義務 省エネ措置の届出の義務	適用：第二種特定建築物 (2,000 $\text{m}^2 > A \geq 300\text{m}^2$ )に該当する 一次エネルギー消費量に関する基準 ・外壁や窓の断熱性能 ・以下の設備の性能 空調設備、照明設備、換気設備、 給湯設備、昇降機設備 太陽光発電等による創エネルギーの取り組み ※以上を、総合的に評価
秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の防止	標識の設置	標識の届出	適用：商業地域・近隣商業地域一高さ10.0mを超える建築物
	住民説明会の開催	近隣住民説明	不要：商業地域一高さ15.0mを超える建築物 適用：近隣商業地域一高さ10.0mを超える建築物
秋田市大規模行為景観形成のマニュアル		景観法に基づく行為の届け出	適用：高さ10.0mを超える建築物、床面積が1,000 $\text{m}^2$ を超える建築物
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	特定生活関連施設	集会施設、官公庁の庁舎	適用：すべて
	整備基準	条例第18条第2項 施工規則別表第二	適用
	出入口	建物出入口巾90cm以上 室出入口巾80cm以上	適用
	廊下等	巾140cm以上出入口道から案内板等至る経路に	適用
	階段	視覚障害者誘導用ブロック等の設置 両側手摺	適用

関係法令	項目	規定内容	適用
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例	エレベーター	出入口巾80cm以上	適用
		かご床面積1.83㎡以上	適用
		乗降ロビ-150cm角以上	適用
	便所	かご内、乗降りロビ-に音声装置	適用
		出入口巾80cm以上	適用
		車いす使用者用便房 建物に1以上	適用
		腰掛便座、手摺付き 建物に男女1以上	適用
		床置き小便器、両側手摺付 建物に1以上	適用
		乳幼児いす等、乳幼児ベット等 建物に1以上	適用
	駐車場	車いす使用者用駐車施設の数 1以上	適用：駐車場面積500㎡以上
	敷地内通路	敷地内通路巾140cm以上	適用
		視覚障害者用誘導用ブロックの設置	不要：延べ床面積2000㎡以上
	授乳おむつ替えの場所	授乳おむつ替えの場所 建物に1つ以上	不要：延べ床面積2000㎡以上
案内板等	点字等を用いる	適用	
建設リサイクル法	一定規模以上の建築物その他の工作物	一定規模以上の建築物その他の工作物に関する建設工事については、一定の技術基準に従い現場において、資材の再資源化を図る	適用：建築物の新築・増築において延べ床面積が500㎡以上
	特定の建設資材廃棄物	工事に伴って生じた特定の建設資材廃棄物について再資源化する	適用：コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版等）木材、アスファルト  ※指定建設資材廃棄物（木材）については経済性等の制約が大きい場合、縮減（焼却）を行えば足りることとする
	発注者又は自主施工者に課せられている義務	工事着手日の7日前までに都道府県知事に届出する	適用



(12) 防災計画

ア 公共施設としての安全性確保

地震・火災等の災害時における建物の安全性の確保を図りながら、施設利用者の安全に配慮した計画を以下に示します。なお、大災害時における避難対応等については、当該施設の西側に、秋田市指定緊急避難場所(津波避難ビル)である「チャレンジオフィスあきた」が隣接していることを前提に計画することとします。

① 避難計画

災害時における施設内での避難は、建築基準法および消防法に基づき、2方向への避難経路を確保します。

② 建物の耐火性能等

建築基準法および消防法に基づき、躯体の耐火性能と内装仕上げ材等の耐火性能を確保する計画とします。

③ 耐震計画

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成19年12月18日)により、次のとおりとします。

・ 構造体…Ⅱ類

(大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるもの。)

・ 建築非構造部材(外装カーテンウォールや間仕切り、天井等)…B類

(大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること。)

・ 建築設備…乙類

(大地震動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られていることを目標とする。)

---

**(13) 概算工事費の算定****ア 建築工事（サイン工事含む）**

$$1,200 \text{ m}^2 \times 405,000\text{—/m}^2 = 486,000,000\text{—}$$

**イ 機械設備工事**

$$1,200 \text{ m}^2 \times 64,000\text{—/m}^2 = 76,800,000\text{—}$$

**ウ 電気設備工事**

$$1,200 \text{ m}^2 \times 53,000\text{—/m}^2 = 63,600,000\text{—}$$

**エ 外構工事**

$$2,900 \text{ m}^2 \times 7,700\text{—/m}^2 = 22,330,000\text{—}$$

**オ 被爆倉庫解体および一部取り外し運搬設置工事**

$$1\text{式} = 49,270,000\text{—}$$

---

合 計	698,000,000—
	（諸経費込み）

**【概算工事費算定与件】**

- ・ 平成26年度単価による
- ・ 消費税 : 8%

## (14) 概算維持管理費

## 土崎まちづくり拠点施設整備水道光熱費

金額はすべて税込

種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
水道料金	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥93,960	¥1,127,520
下水道料金	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥103,680	¥1,244,160
空調用ガス料金	¥255,960	¥226,800	¥193,320	¥101,520	¥50,760	¥62,640	¥119,880	¥185,760	¥111,240	¥38,880	¥81,000	¥162,000	¥1,589,760
床暖房用ガス料金	¥455,760	¥374,760	¥344,520	¥123,120	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥264,500	¥369,360	¥1,932,020
電気料金	¥207,079	¥193,273	¥185,679	¥162,439	¥112,922	¥111,357	¥131,976	¥131,976	¥129,796	¥112,922	¥181,768	¥207,079	¥1,868,266
月別計	¥1,116,439	¥992,473	¥921,159	¥584,719	¥361,322	¥371,637	¥449,496	¥515,376	¥438,676	¥349,442	¥724,908	¥936,079	¥7,761,726

注1 金額は消費税込（8%）です。また平成27年3月現在の単価となります。

注2 料金は使用状況、使用時間、休日の設定により大きく差が出る場合があります。

注3 水道、下水道料金は実際には2ヶ月分まとめての請求となります。

(15) 工程計画





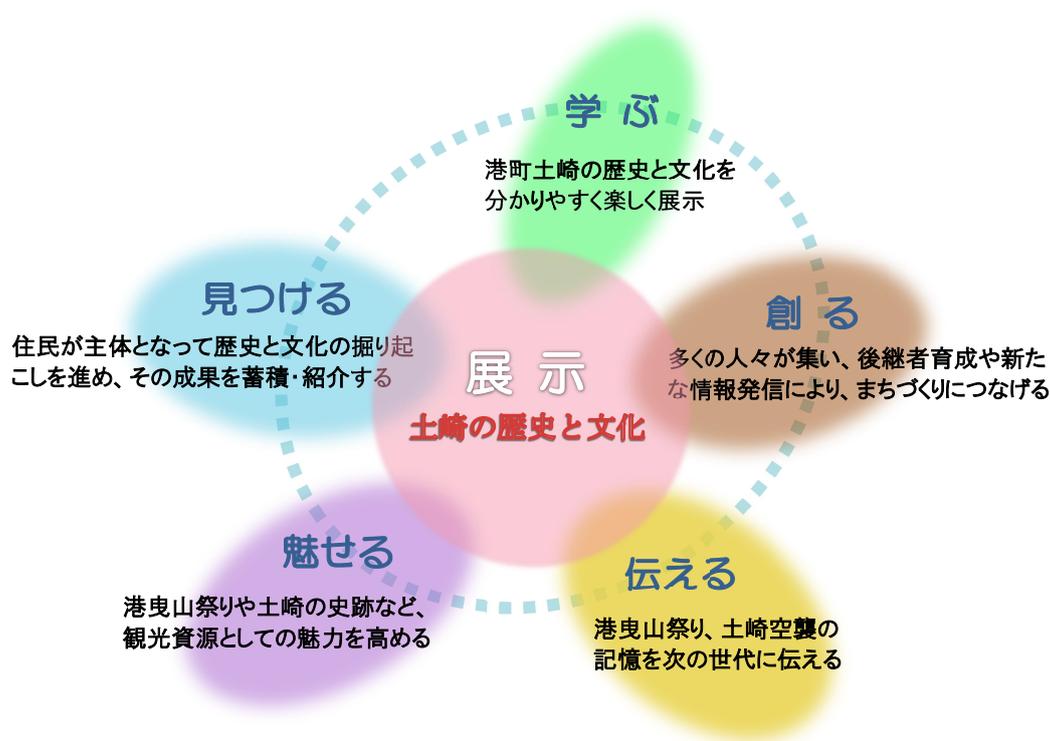
## 第6章 展示計画

## 第6章 展示計画

## 1 展示の基本方針

## (1) 展示の視点

歴史と文化を活かした人づくり・まちづくり・にぎわいづくりを進めるため、「学ぶ歴史と文化」「見つける歴史と文化」「伝える歴史と文化」「魅せる歴史と文化」「創る歴史と文化」の5つの視点での展示を実施します。



## (2) 展示手法

- ・ 曳山、被爆倉庫などの実物展示に加え、写真、パネル、映像資料などにより展示を構成します。
- ・ 展示の解説は、中学生を主対象とした内容とし、解説シートなどによる小学生以下を対象とした、よりわかりやすい解説、高校生以上を対象とした、より掘り下げた解説を別途提供します。
- ・ 映像、音響などを効果的に活用し五感に訴える展示とします。
- ・ 曳山の組み立てや野外への曳き出し、芸能公演や朗読会、講座など、各種事業や体験学習と連携した展示とします。
- ・ 地域主体の調査研究の成果の蓄積、発信ができる展示とします。

## (3) 展示の種類と方向性

展示の種類とその方向性を以下にまとめます。

具体的な展示内容は、平成27年度に予定する展示計画策定の中で検討することとします。

展示の種類	ホール・室名	内 容
曳山実物展示	曳山展示ホール	<p>魅せる歴史と文化として、観光資源にもなる曳山の実物展示を行い、芸能披露、各種イベント等にも活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示する曳山は高さ10m程度を想定</li> <li>・ 壁面などを利用し、曳山の歴史や祭りの概要など曳山行事の一連の流れをパネルや写真で展示</li> <li>・ モニターを設置し、曳山祭りの風景や歴史等を上映</li> </ul>
曳山構造・体験展示	曳山展示ホール・伝承室	<p>伝える歴史と文化として、曳山に関わる技の伝承とあわせた展示を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曳山組立てなど伝承のための講座や体験学習の実施</li> <li>・ お囃子・踊りの練習</li> </ul> <p>※ 夜間も練習等に使用できるよう、地域と連携した弾力的な施設運営を検討する。</p>
土崎空襲展示	空襲展示ホール	<p>学ぶ歴史と文化、伝える歴史と文化として、土崎空襲の歴史を語り継ぎ平和の大切さを学ぶための展示を行います</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被爆倉庫の一部を移築展示</li> <li>・ 戦争、被爆関係の実物資料や映像資料、パネル、写真等を展示し、土崎空襲の歴史をビジュアルで紹介</li> <li>・ 戦争や被爆体験の語り部による講話、朗読会などの開催</li> </ul>

展示の種類	ホール・室名	内 容
土崎の歴史と文化の概要展示	常設展示室	<p>学ぶ歴史と文化として、土崎の歴史を「みなと」をテーマに紹介する展示を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パネル、写真、実物資料、音声・映像などによる「みなと」をテーマとした土崎の現在と過去をつなぐ展示</li> <li>・ 「中世」「近世」などの時代別、又は「北前船」などの特定テーマ毎に土崎の歴史を紹介する展示</li> </ul> <p>【展示テーマイメージ】</p> <p>「土崎の文化(含む曳山)」「港のはじまり」「中世の港」「北前船と土崎」「近代土崎築港」「平和を発信する港(含む土崎空襲)」など</p>
土崎の史跡・名所の案内	インフォメーションコーナー	<p>魅せる歴史と文化、創る歴史と文化として、史跡や名所などまちの魅力を案内、紹介し、史跡めぐりやまち歩きなどで土崎のまちを楽しむための情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型地図、映像資料などで土崎の史跡・名所を案内、紹介</li> <li>・ まちの魅力の紹介を随時追加し、土崎のまち歩きの情報提供</li> </ul>
企画展示	企画展示室	<p>学ぶ歴史と文化、創る歴史と文化として、常設展示で紹介できなかった、または内容をさらに掘り下げたテーマや新たな調査研究成果などによる企画展示を行い、新たな情報を発信します。</p> <p>【企画展のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曳山・空襲・常設展示を掘り下げる企画展示</li> <li>・ 他都市の曳山や戦争資料のパネル展示</li> <li>・ 新たな調査研究、児童・生徒の学習成果等の紹介</li> </ul>

## 第7章 管理・運営の方向性

---

## 第7章 管理・運営の方向性

### 1 基本方針

土崎まちづくり拠点施設は、地域の歴史と文化を活かした住民主体のまちづくりの拠点であり、地域住民が土崎港曳山まつりの伝承や土崎空襲被爆体験の継承に最大限に活用し、土崎の歴史を未来に伝えるとともに、まちづくりの人材の育成にもつなげていくことが望まれます。

地域の実情に即した有効な活用と、地域と連携した事業が実施できる管理運営体制が必要なことから、地域団体による「指定管理」を基本とします。

### 2 運営体制

拠点施設では、港曳山まつりのお囃子や踊りの練習、各種講座、土崎空襲に関する読み聞かせや講演会の実施を想定していることから、指定管理を担う地域団体は、土崎港曳山まつり、土崎空襲に関係する団体のほか、土崎の活性化の目指すまちづくりの関係団体の代表等で構成することが望ましいと考えます。

具体的な運営体制は、平成27年度中に地域と協議していくこととします。

## 『参考』

## 1 官民協働における「指定管理者制度」

官民が協力して事業を行う手法は、PPP(PublicPrivatePartnership 官民パートナーシップあるいは官民協働などと訳される)という枠でくることができる。

古くは内需拡大と財政再建という制約の中で多用されるようになった第三セクターがこれに含めて考えることができる。

第三セクターの経営悪化が問題視される中で PFI(PrivateFinanceInitiative)が注目され 1990 年代末から導入が進んだ。「指定管理者制度」はこれらを補完する手法とみることができる。

平成15年9月に地方自治法が改正され、「公の施設」の管理が、これまでは自治体や、自治体が2分の1以上出資する法人に限定されていたが、株式会社を含む「指定管理者」が管理することも可能になった。この制度は、旧来の管理委託制度が変更されたもので、民間団体(民間企業、特殊法人、NPO 法人、地域団体等)を指定管理者として指定し、公の施設の管理を代行させることができるというものである。

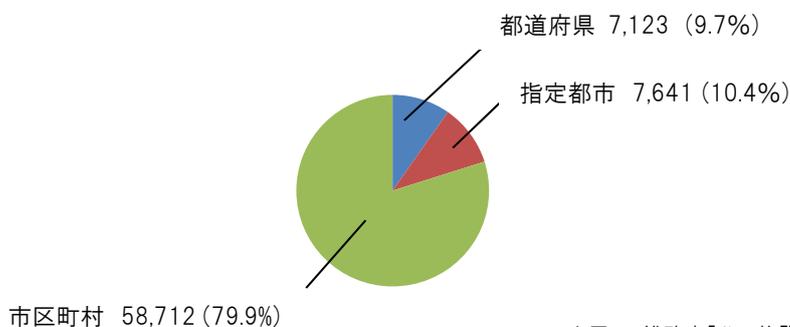
## 2 指定管理者制度の導入状況

各地方公共団体に指定管理者制度が導入されて以来、その積極的な活用が図られてきているが、平成 24 年4月1日現在における各地方公共団体の導入状況を以下に示す。

総務省の調査によると、全国で指定管理者制度を導入している施設は、73,476 施設となっており、その内、都道府県が約 9.7%、指定都市が 10.4%、市区町村が 79.9%となっている。

なお、秋田県内の公の施設については、県が118施設の内86施設(72.9%)、市町村で1,085施設(公の施設の全数は不明だが、概ね80%程度と推定する)となっている。

【自治体種別に見た指定管理者制度導入施設の構成】



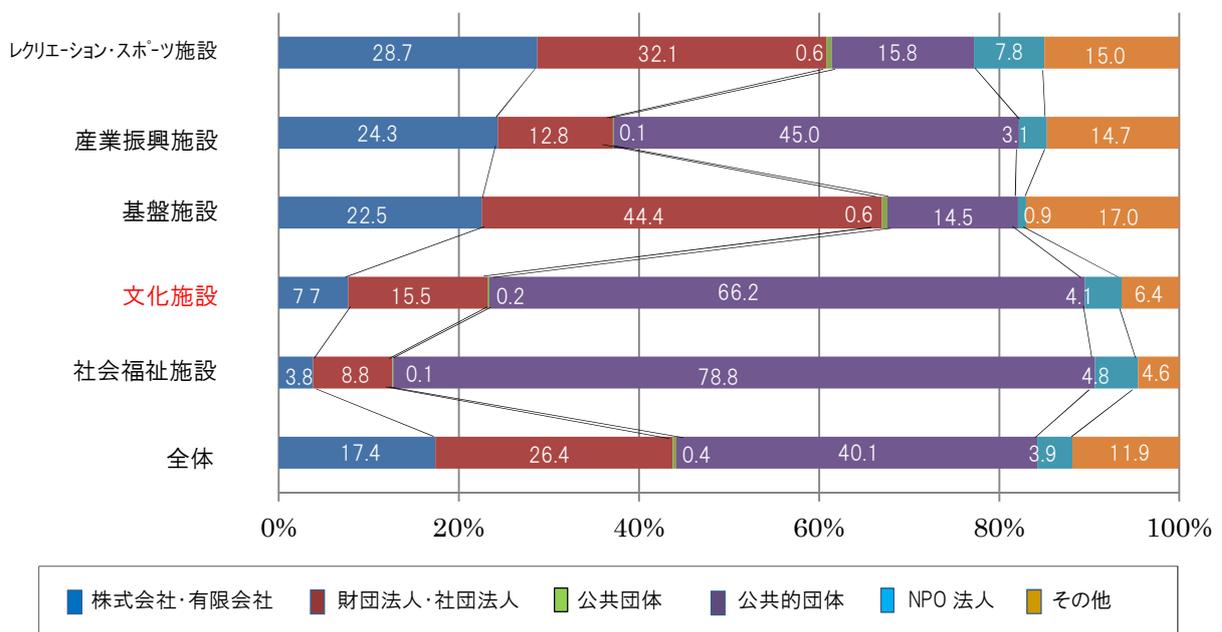
出展：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」(平成 24 年 11 月)

### 3 指定管理者の選定状況

施設種別に指定管理者に指定された団体の構成をみると、株式会社・有限会社が最も多いのはレクリエーション・スポーツ施設で約28.6%となっている。また、文化施設では、財団法人や社団法人の割合は17.3%で、公共的団体(社会福祉法人、農業共同組合、森林組合、赤十字社、自治会、町内会など)が最も多く64.0%となっている。

なお、これは、文化施設にコミュニティセンターなどが含まれており、市区町村の場合これらの施設の割合が多く、件数としては自治会や町内会などが指定管理者になっている割合が多いためと考えられる。

【施設種別にみた指定管理者に指定された団体の構成】



出展：総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」(平成 24 年 11 月)より

#### 施設種別の分類

- ※1 **レクリエーション・スポーツ施設**：競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、スポーツセンター
- ※2 **産業振興施設**：展示場施設、見本市施設、開放型研究施設、産業交流センター、農産物直売所、観光案内施設
- ※3 **基盤施設**：駐車場、駐輪場、公園、公営住宅、水道施設、下水終末処理場
- ※4 **文化施設**：県民ホール、市民会館、文化会館、博物館、美術館、図書館、男女共同参画センター、コミュニティセンター、芸術劇場
- ※5 **社会福祉施設**：病院、保育所、老人福祉センター、障がい者自立支援センター、リハビリテーションセンター、総合福祉センター、児童館

## ○ ワークショップの状況

## ○ ワークショップの状況

「土崎まちづくり拠点施設整備基本計画」は、地域住民の皆さんに参加いただくワークショップを4回開催し、平成25年度に作成した「土崎まちづくり基本構想」を踏まえながら、地元の意見を取り込んで作成しました。

ファシリテーター	恒 松 良 純（秋田高専准教授）
サブファシリテーター	吉 田 理 紗（市民交流サロン職員）

参加申込者数	31人
--------	-----

## 【開催状況】

会 場	北部市民サービスセンター
第1回	10月21日（火）18:00～ 参加者 20人
意見交換内容	・施設利用者・利用時間・内容の検討 （拠点施設の使い方、曳山と空襲の展示手法や練習、学習、交流等その他具体的な施設の内容）
第2回	11月17日（月）18:00～ 参加者 19人
意見交換内容	・敷地利用と施設機能の配置検討 ・施設の利用と運営 （学習・伝承機能など地域の活用法、展示ホールのあり方）
第3回	12月18日（木） 参加者 12人
意見交換内容	・敷地利用・施設構成（案）説明 ・具体的な課題の検討 （曳山の制作・展示手法、曳山の高さ） ・展示の方向性と地域の関わりの検討
第4回	1月30日（金） 参加者 16人
意見交換内容	・平面計画、展示の方向性の説明 ・被爆倉庫移築展示の考え方の説明 ・管理運営に必要な地域の体制の検討 ・施設管理の主体の検討

## 附 編 被爆倉庫について

## 附 編 被爆倉庫について

基本構想において、「被爆倉庫は、空襲の爪痕が残る約60㎡の部分について、可能な範囲での移築を検討する。」としていたことから、計画策定にあたり、移築・展示手法を検討するため、コンクリートの強度調査を実施したものの。

### 1 現状

当該倉庫は、当初タンク等の架台として(建築年は不明だが、)概ね昭和初期に建設されたものと推測される。そして、1945年(昭和20年)の被爆後、外壁の増設や2階部分の増築が行われ、現在の形態に至っているものと考えられる。被爆した年次をベースに考慮しても、築後70年～80年は経過しているものと考えられ、経年劣化も著しい。

一般的に鉄筋コンクリートの建築物の耐用年数は50年～60年といわれていることに加え、鉄筋(丸鋼)量の不足はもちろんのこと、建物の柱スパンが不揃いで、全体の軸線も通っておらず、また、本来あるべき個所に柱や梁が無い他、梁で梁を受けている箇所が数カ所あるなど、現行の建築構法では考え難い構造となっている。

当時は、鉄筋コンクリート構法の法整備等が行われておらず、せいぜい現在の建築基準法の前身である「市街地建築物法(大正9年施行)」がある程度であり、これすらも市街地における建築規制であったことから、当該建物においてはこれに準拠していないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該建物は、当時、木造の建物を主とする施工会社が、木構造(木造住宅等)の技量の範囲で建築施工されたものではないかと推測され、現行の構造規準上では判定不可能な構造であり、(数値上では)いつ崩壊してもおかしくない建物と判断される。

多分に、壁・スラブ・屋根等の各建物部材同士が互いをカバーし合う、いわゆる「共持ち」の状態(ようやく)建っているものと考えられる。

### 2 コンクリート圧縮強度試験

柱・梁のコンクリート強度調査(圧縮強度試験)を行った結果、圧縮強度が、柱(1ヶ所)で31.6N/mm<sup>2</sup>、梁(2ヶ所)が、各々22.8 N/mm<sup>2</sup>および18.3 N/mm<sup>2</sup>という試験結果となった。

(別紙試験報告書)

(例:圧縮強度が30.0N/mm<sup>2</sup>とは、1cm<sup>2</sup>当たり300kgに耐えられることを意味している。)

#### ※ 圧縮強度試験

硬化コンクリートの強度性状には、圧縮・引張・曲げ・せん断等の各種強度の他、コンクリートと鉄筋との付着強度などがあり、単にコンクリート強度という場合は、圧縮強度を示す。

これは鉄筋コンクリート構造物においては、コンクリートは主に圧縮力を負担すること、また他の強度については圧縮強度から概ね推定することが可能であるためである。

## 『所見』

### ■想定外に高いコンクリート圧縮強度

コア抜き箇所は、被爆損傷の著しい場所から、ひと皮外の部位とはいえ、想定外に高い数値となった。当該数値は、現行の一般的な土木・建築工事においても概ね遜色ない数値である。

当時は、現在のようなレディミクストコンクリート(生コン)プラントなどはなく、それまでの経験値を基にした混練状態による現場打ちコンクリートであることは概ね明白であることから、当該コンクリートとしては、水・骨材等の構成材料の種類・品質・構成割合および施工方法・養生等が非常に適切なものであったように考える。

しかしながら、抜き取ったコアにはクラックが顕在化しているほか、建物の全体構造を見ても、鉄筋が露出し、カブリ厚さも適正でない等、建築架構としての強度は期待できない状態と考える。

## 3 課題（解体・運搬・移築・展示方法等について）

### (1) 自立不可能な架構状態に対する想定以上の仮設・サポーティング

コンクリートの圧縮強度の数値から推定する限り、「硬化コンクリート」としての強度性状は概ね良好なものと考えられるが、前述のとおり、構造体として総合的に判断する限り、自立不可能な建築物であり、運搬・移築作業中においても瓦解することのないように慎重な配慮が必要となる。

当初の目論見通り、被爆損傷の最も著しい部分である約 60 m<sup>2</sup>程度を運搬・移築するとしても、運搬のため一定のブロックパーツに「切り分け」が必要であり、現状の架構状態では想定を超える(解体時・運搬時における)補強用の仮設資材及び仮柱や添え板(鉄板)等のサポーティングが必要となる。

### (2) 上記「切り分け」したものを展示物として組み立てる際のジョイント部の処理等について

上記、解体時・運搬時に要する補強等の他、新築後「一定面積のグリッド(井桁＝箱型状)」として展示するとした場合、上記「切り分け」したものを、再度(新築建屋の展示室内で)組み立てなければならない。その際、安定性を確保するため、各ジョイント部の両面に添え板(鉄板)を当て、通しボルトで縫い付けるように強固な補強・固定が必要となる。

加えて当該グリッドは、本来4本以上の柱とそれを繋ぐ梁によって井桁(箱型状)に構成することで、安全性および安定性の高いものとなり、観覧者等に対し、実物としての再現性等、説得力の高いものになるものとする。

しかし、当該倉庫の被爆部位には、前述のように、それに見合うグリッド箇所が存在しないため、柱については補強を兼ねたイミテーション的なものを新たに制作し取り付けなければならないと考える。

したがって、各ジョイント部は補強金具等によって無骨なものとなることに加え、新たな補強用の柱については、ダミーであることによる概ね説得力のないものになるのではないかと推測される。

#### 4 対応(案)

##### ■一部分(ブロックパーツ)を運搬・移築し、写真パネル説明と併せ展示する

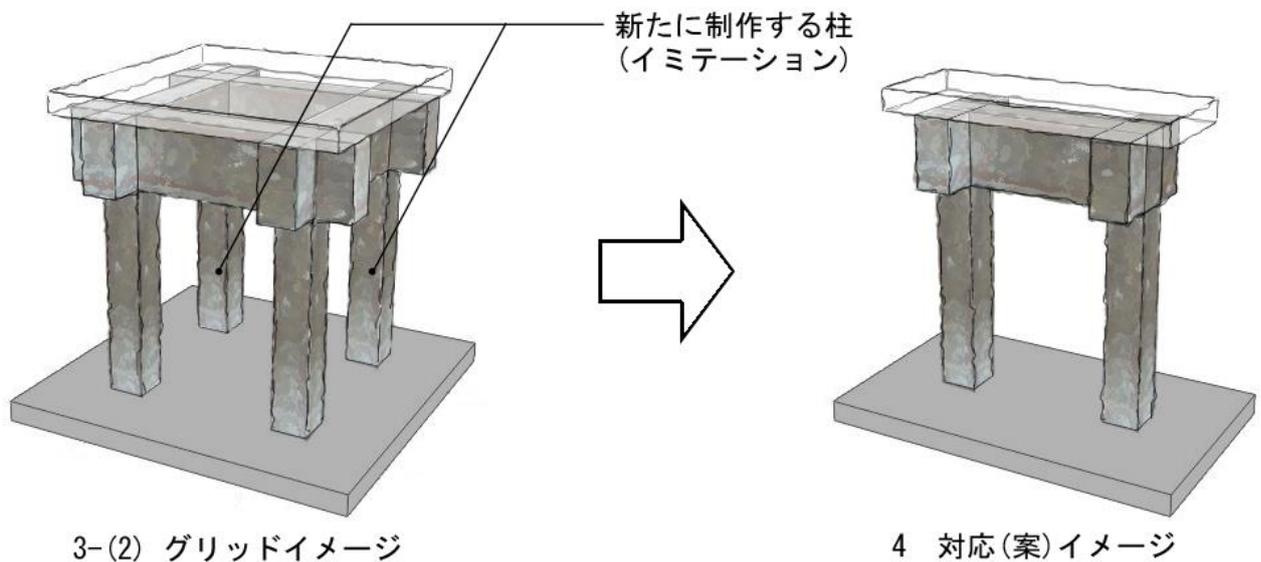
前述のとおり、建築物としての構造強度及び架構上においても自立は不可能と思われる、また被爆損傷の著しい約 60 m<sup>2</sup>の部分についても、現地からの移築・運搬の際には一定のブロックパーツに「切り分け」しなければならない。

さらに新築建屋内における組立て設置の際にも、それらを強固にジョイントしたうえで安定させ、観覧者等にとって安全でかつ展示目的に対し説得力のあるものにしなければならない。

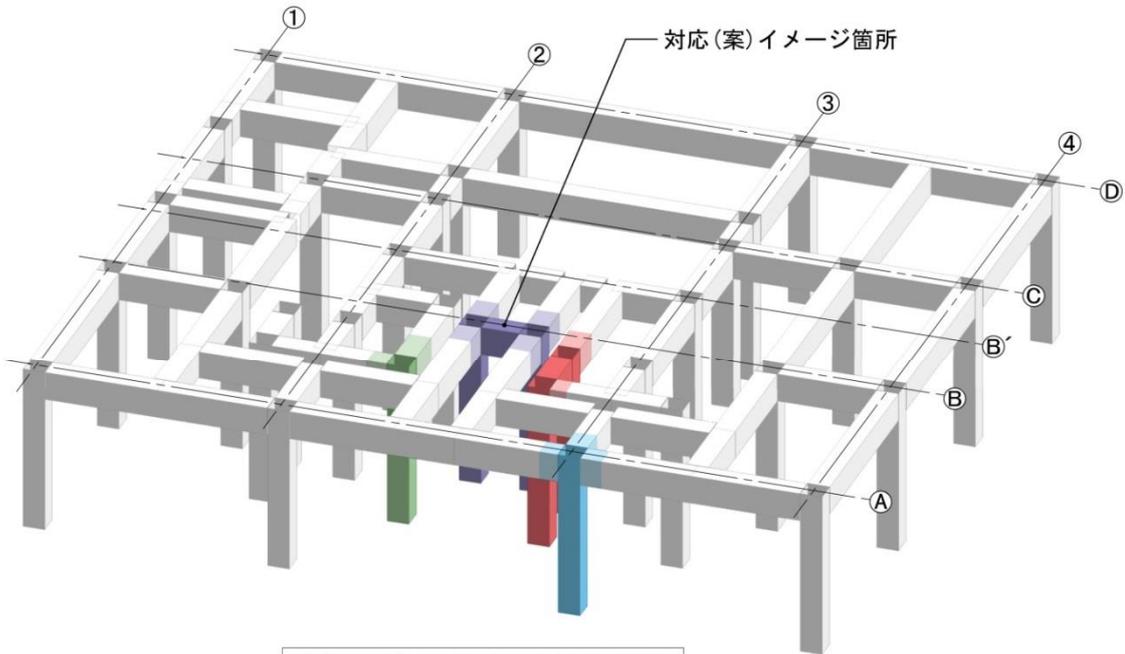
したがって、建築構造強度等も考慮しながら、物理的に移築・運搬可能なボリューム寸法で、かつ人為的な加工等を極力必要としない、一部分(ブロックパーツ)を運搬・移築・展示したいと考える。

具体的には、損傷の激しい部位の、柱1~2本程度に梁及びスラブを付けた状態で運搬・展示し、その他の部位等については、現状の写真をパネル等で展示・説明したいと考える。(3パーツ程度を分割展示することも可能と考える。)

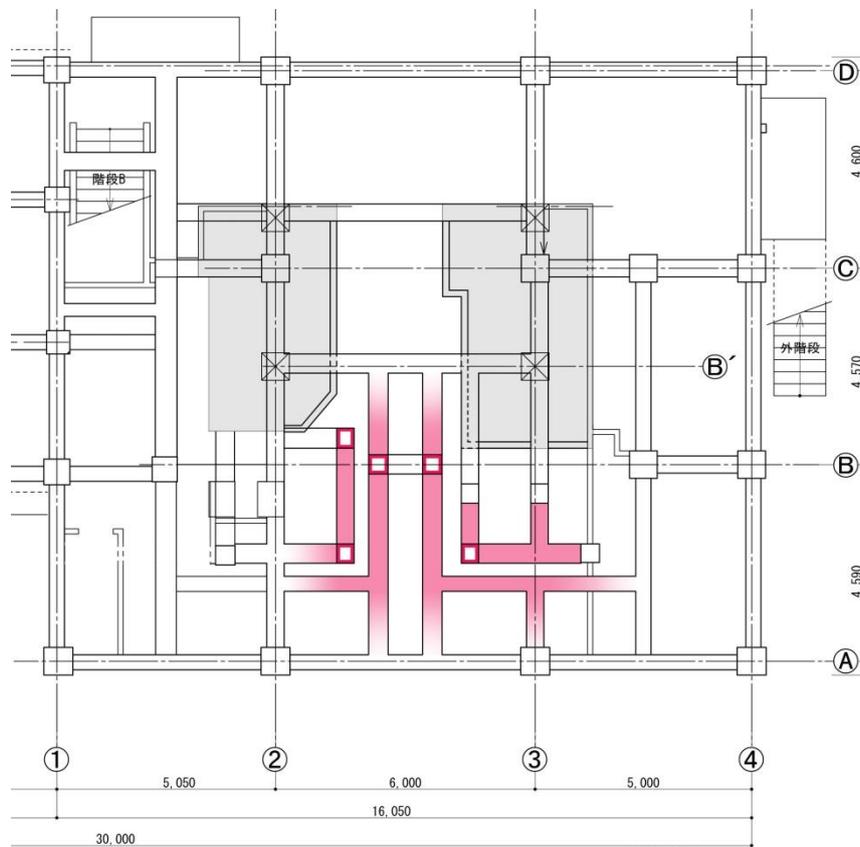
一部分(ブロックパーツ)であることで、新築建屋内における補強等(転倒防止策等)も一定程度で済み、新築建屋における荷重負担も軽減される。



『参考』



架構図(ブロックパーツ切り分け案)



柱・梁ダメージ箇所図

「凡例」

□	柱ダメージ
■	梁ダメージ (激 → 少)

5 概算経費の算定

■被爆倉庫解体および一部取り外し運搬設置工事

1 仮設工事……………	1,300,000
2 解体工事……………	16,680,000
3 柱取り外し運搬工事……………	18,290,000
4 柱現地据え付け設置工事……………	13,000,000

---

計	49,270,000
	(消費税 8%および諸経費込み)

以上

---

## 土崎まちづくり拠点施設整備基本計画

平成 27 年 3 月策定

### 【編集・発行】

秋田市企画財政部企画調整課

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

TEL 018-866-2032

FAX 018-866-2278

E-mail ro-plmn@city.akita.akita.jp

URL <http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/default.htm>

### 【委託先】

有限会社村田弘建築設計事務所

〒010-0971 秋田市八橋三和町 18 番 15 号

TEL 018-823-4345

FAX 018-823-4328

---